

事業報告 第6号 -

平成 16 年 度

# 教育相談室事業報告

2005.3

大阪市教育センター

# 目 次

## はじめに

### < 相 談 >

1	教育相談 .....	1
2	養護教育相談 .....	5
3	適応指導教室 .....	9
4	スクールカウンセラー活用事業 .....	14
5	メンタルリーダー訪問援助事業 .....	19
6	「心の教室相談員」事業 .....	21
7	電話教育相談 .....	24

### < 研 修 >

1	教育相談研修 .....	27
2	養護教育相談研修 .....	30
3	学校園等への派遣 .....	33

### < 調査・研究 >

・養護教育相談における来談者及びその主訴に関する最近5年間の変化と それに伴う今後の課題 .....	35
・インターネットを活用した教材・教具の情報提供の試み - 数量の初歩的な理解にかかわって - .....	40

## はじめに

平成11年度に、教育委員会の機構改革により、これまで指導部と教育センターで個々に分かれていた教育相談部門が統合され、教育センター教育相談室となって6年が経ちました。その間、来所による教育相談、障害のある子ども達の養護教育相談、スクールカウンセラー活用事業、適応指導教室、メンタルリーダー訪問援助事業、電話教育相談等、7つの相談事業を教育センターに集約し、各事業のネットワーク化を図るとともに学校園との連携に力を入れてまいりました。

文部科学省の統計によると、平成15年度の不登校児童生徒数は約12万6千人であり、過去2年連続で減少傾向にあると報告されました。当室の来所による相談でも、今年度は昨年度に比べ相談件数で減少傾向にありますが、実施相談回数では年々増加しております。この数値は、相談内容の深刻さや主訴の背後に横たわる課題の多様化・複雑化を示しており、初期の段階で対応の判断を誤らないよう、関連する他分野についての基礎的な知識と多面的なアセスメントに基づく対応が相談者に求められております。

また養護教育相談においても、児童・生徒の相談件数・回数とも年々増加傾向にあり、その中でもとりわけ学習障害・ADHD・高機能自閉症等の軽度発達障害の子どもにかかわる相談が占める比率が年々増加しているのが現状です。相談内容としては、子どもの個別の指導計画作成のためのアセスメントや指導課題や指導法などの助言や情報を求めるケースが大きな比率を占めておりますが、軽度発達障害の子ども達へのいじめや、不登校といった周囲の人たちとの軋轢に起因すると考えられる二次的障害を主訴とした相談が増えてきております。これらの相談には、子どもやその保護者等への支援・援助の一層の充実とともに、教職員や保護者が子どもの心理の把握と理解を一層深め、学校現場と連携して二次障害の予防面の取り組みを強化することが重要となってきます。

本室としては、今後、障害の有無、不登校、いじめ、軽度発達障害、学業不振、非行などの一面的な主訴により相談内容を画一的にすすめるのではなく、学習・発達面、人格・社会面、進路面などの多面的な対応をすすめ、一人一人の子どもに応じて総合的に援助するシステムの構築をすすめていかなければならないと考えております。

来年度から教育相談室の執務室は一部屋に統合し、教育相談担当者、養護教育相談担当者、臨床心理士の職員が一カ所で執務する予定です。それぞれの専門性を生かしながら子どもの状況の一層的確な把握に努め、そして教職員、保護者、関係機関との連携を図りながら、それぞれの子どもの課題解決に向けて教育相談室全体として総合的に各事業をすすめていく所存です。

教育相談室長 東 清 隆

< 相 談 >

# 教育相談

## 1 相談の概要

### (1) 目的

大阪市内に在住する幼児から高校生までの性格・行動上の問題や、学業の悩みの相談を受け、心理と教育の両面から来所による相談を行う。

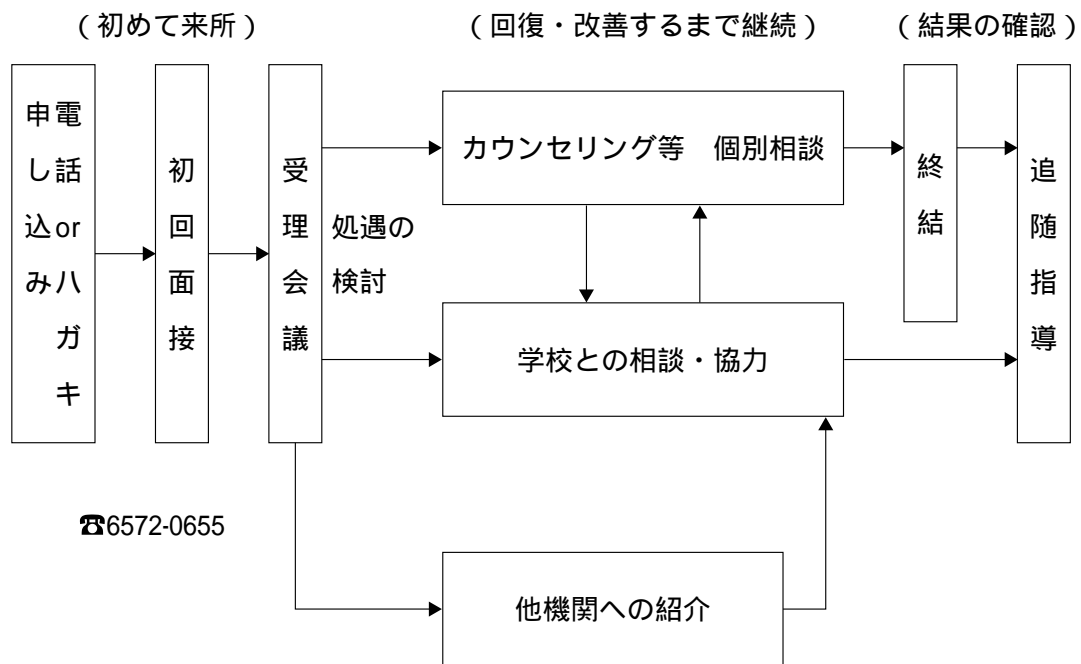
### (2) 業務内容

ア 子どもや保護者への教育相談・カウンセリング、遊戯療法、箱庭療法、描画療法等の心理療法を行う。

イ 保護者・教職員への指導・助言を行う。

ウ 思春期の精神医療面の問題に関して、精神科医による医療相談を行う。

### (3) 相談の流れ



### (4) 相談体制

現在の来所教育相談スタッフは、次のとおりである。

- ・常 勤：首席指導主事 1 名、担当係長 1 名、主任指導主事 1 名、指導主事 2 名、所員 4 名
- ・非常勤：スーパーバイザー 1 名、精神科医 1 名、嘱託臨床心理士 16 名（1 日 5 名 × 週 5 日）、嘱託相談員 3 名、適応指導教室指導員 2 名

当教育相談室の特徴は、「教育職の相談員と臨床心理士がペアを組んで相談活動にあたっている」ところにある。これは「心理の知見を活用して教育の分野に厚みを持たせる」ことにつながっている。また、相談期間が比較的短く終結することができるのは、臨床心理士による「専門的カウンセリング」と教育職相談員による「保護者や学校との連絡調整やきめ細かい相談援助」等、相談活動の効果があがってきているからと思われる。相談方法では教師の全てと保護者の約半数に対して、当面の子どもに対する接し方など指導助言を含めた教育相談（コンサルテーション）を行っている。保護者と子どもが共に来所しているケースは、保護者には教育相談及びカウンセリング、子どもにはカウンセリングや心理療法を行うことが多い。さらに、相談員の指導にあたるスーパーヴァイザーとして京都大学の岡田康伸教授と、思春期の子ども等の心と体の精神医療面で、大阪人間科学大学の服部祥子教授（精神科医）にも加わっていただいております、総勢は30名となっている。

## (5) 相談室使用の現状

相談申込みケースが増加してくると、カウンセリングや心理療法のための部屋が不足がちになってくる。そこで、教育センター設立当初には倉庫であった箇所を間仕切りしてカウンセリング室を2室増設したのをはじめ、地下駐車場を「スポーツ活動の空間」として使用したり、家庭科研修室を適応指導教室の調理実習で使用したりするなどして、現在は8つのカウンセリング室をはじめとして、19室を活用している。

それにもかかわらず、なお相談のための部屋が不足しており、7階にある「フリールーム」（適応指導教室のためのホームルーム）も適応指導教室の開かれていない時間帯に、「ゲームやパソコンもできる第3プレイ室」的に使用せざるを得ない状況にある。

平成15年度より、8階にある「第6研修室」を「適応指導教室第2室」とし、主に適応指導教室小学部の部屋として使用している。

## 2 相談状況

### (1) 主訴別にみた相談件数、相談人数、延べ回数（平成16年度）

区分	不登校	学習	発達	性格行動	神経症的	非行	その他	計
件数	463 (65.0%)	11 (1.5%)	8 (1.1%)	175 (24.6%)	12 (1.7%)	3 (0.4%)	40 (5.6%)	712 (100%)
人数	508 (65.0%)	13 (1.7%)	10 (1.3%)	201 (25.7%)	10 (1.3%)	2 (0.3%)	38 (4.9%)	782 (100%)
延べ回数	5258 (72.4%)	37 (0.5%)	71 (1.0%)	1714 (23.6%)	143 (2.0%)	2 (0.02%)	39 (0.5%)	7264 (100%)

性格・行動（緘黙、引っ込み思案、反抗的・乱暴、落ち着きがない等）

神経症的（チック、習癖等）

### (3) 年齢別相談件数（平成16年度）

年 齢	不登校	学 習	発 達	性格行動	神経症的	非 行	その他	計	
幼 児	5	0	0	20	1	0	3	29	
小 1	17	2	4	15	2	0	0	40	305
小 2	14	1	0	23	0	0	1	39	
小 3	10	1	0	11	2	0	3	27	
小 4	34	1	0	30	3	0	4	72	
小 5	46	0	1	19	1	0	2	69	
小 6	32	1	0	20	0	1	4	58	
中 1	63	4	1	8	1	0	4	81	287
中 2	100	0	2	7	1	0	3	113	
中 3	81	0	0	9	0	0	3	93	
高 1	37	0	0	6	0	1	5	49	82
高 2	14	0	0	4	0	1	3	22	
高 3	5	1	0	2	0	0	3	11	
その他	5	0	0	1	1	0	2	9	

計（712）件

不登校にかかわる相談が多く、割合も非常に高くなっている。（全相談件数の65.0%、昨年度は56.3%）また、他の主訴にかかわる相談の平均相談回数が8.1回であるのに対し、不登校の平均相談回数は13.4回となっている。不登校にかかわる相談の長期化傾向が一層顕著になってきており、数年にわたるケースもある。

## 3 研究・研修

### (1) 意義

私たちの研究スタイルは「事例研究」である。事例研究とは、日常の教育相談業務にたずさわりながら深める研究である。つまり、相談そのものから得られる研究であり、その研究のスタイルとしては臨床的方法に基づくことになる。事例研究をすること自体も相談への役立ちとなる。事例研究を貫く考え方は、「人（子ども）をかけがえのない存在と見て、その人自身の歩んできた道にそって、問題のありようと援助の方向を考察する」ものであり、その意味で来談者のプライバシーの保護（秘密の保持）を第一義的に考える。

また、事例研究の支柱は「事実をどれだけ忠実に追えるか」ということであるが、事実には客観的事実と主観的事実がある。ある人にとってはそれが事実であったとしても、他の人にはそうでない場合がある。したがって、事実を追うといっても、現象の事実を追うのみでなく、内面の事実を中心に追うものであり、こうした一見地味に見える作業を積み重ねるこ

とにより、来談者の立ち上がりが見えてくる。つまり、「個」の追求の中にこそ、普遍性の獲得があり、人との出会いによって生じる感動があると考えている。

## **(2) 室内研修**

こうした事例研究を基本として、様々な室内研修を行っている。私たちは「心理臨床の知見を教育の中に取り入れることは、教育の枠組みを豊かに広げていくことにつながる」ことを実際に経験している。そこで、「延べ 100 時間に及ぶ着任者研修」をはじめ、日常的に自らの相談力量を高めるために、室内研修として「ワークショップ」や「事例研究会」を2週間に1回の割合で開催している。この研修では、京都大学の岡田康伸教授にスーパーヴァイザーとして指導を仰いでいる。

## **(3) カウンセリング研修講座・新任教員への「カウンセリングの基本」研修会**

全市校園の全ての教職員に「カウンセリングの心」の体得をめざして始まった新任教員への「カウンセリングの基本」研修会も本年度で16回目を迎えた。1日の研修ではあるが、講師の西林幸三郎先生（大阪市立五条小学校長）に対しては、「具体的な事例が講義の中にあってよかった。自分自身が人間的に成長できていない部分がある中で、学校での指導に生かせるだけではなく、自分が成長できそうな、そんな話が聞けてよかった。」「カウンセリングの話は、日常とつながっていることがたくさんあり、とても勉強になった。コミュニケーションをとることの大切さや全ての仕事子ども理解へとつながることなど、大切なことを改めて感じる事ができた。」との感想も寄せられるほど、受講者には好評をもって受けとめられた。

また、毎年夏に開催される「カウンセリング研修講座」では「ワークショップ」として、「箱庭療法」「描画療法」「コラージュ療法」等を体験する演習やロールプレイングでのカウンセリング体験など、学校教職員のニーズに合った研修を実施している。

## **(4) 研究相談（教育相談事例への援助）**

日常的に学校で起こる様々な事例に対して、教育相談の経験を生かした「研究相談」を行っている。教職員の学校での実践を大切に共有することにより、子どもへの対応をより豊かなものにできるよう心掛けている。

# 養護教育相談

## 1 相談の概要

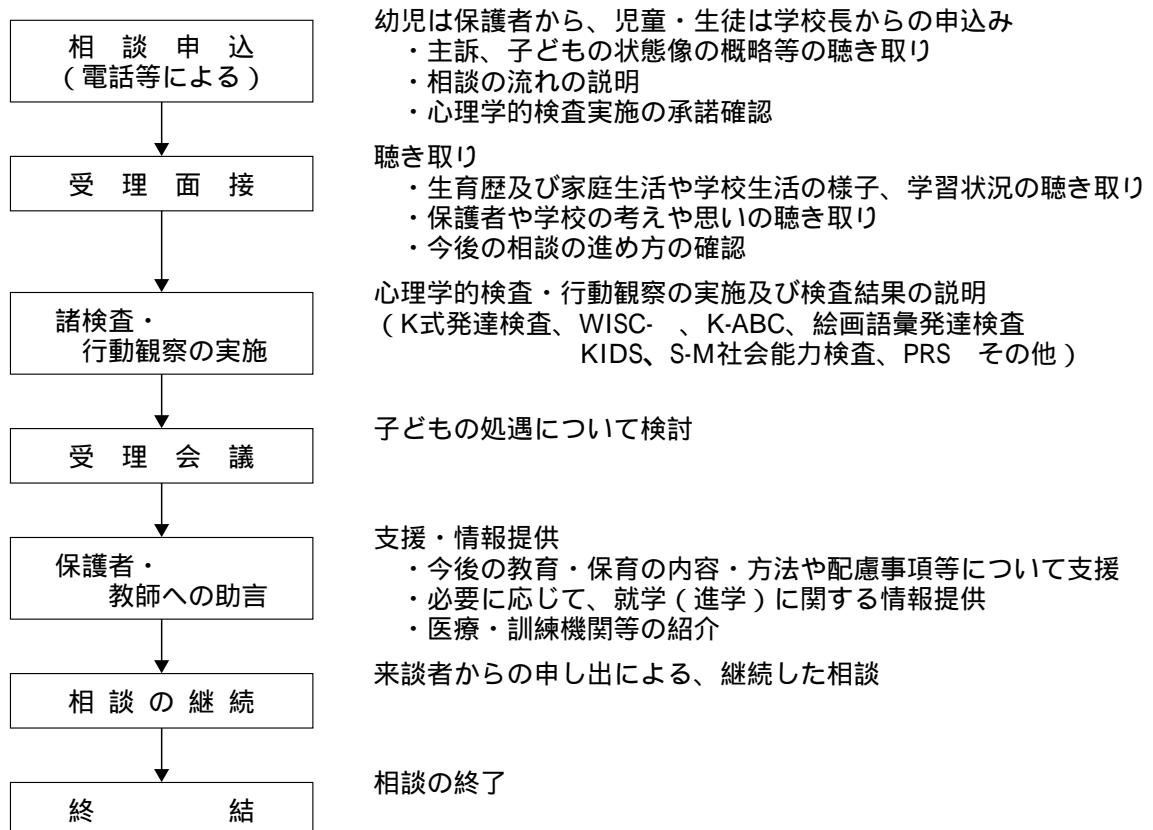
### (1) 目的

大阪市内に在住し、障害があるか、もしくはその疑いのある幼児・児童・生徒の教育・養育に関して教員や保護者を支援していく。

### (2) 業務内容

- ア 児童・生徒の指導上の問題（教育内容・方法・配慮事項、教材・教具等）に関する支援や情報提供を行う
- イ 幼児の養育上の問題（保育内容・方法・配慮事項等）に関する支援や就学に関する情報提供を行う
- ウ 教育、療育、福祉関係等に関する情報を提供する

### (3) 相談の流れ



### (4) 相談体制

相談は、室長、担当係長、指導主事、研究官、所員、非常勤特別嘱託員で行う。また必要に応じて、スーパーバイザーの指導・助言を受ける。

## 2 平成16年度養護教育相談の概要

### (1) 相談件数・延べ回数・延べ人数等

760件の内、152件は前年度からの継続分

(平成17年3月末現在、以下同じ)

件数	相談延べ回数	相談延べ人数		
		幼児・児童・生徒・保護者	教員等	計
760	6,533	5,290	1,469	6,759

相談実件数は760件であり、昨年度に比較して約1%の増加となっている。また相談延べ回数は約8%減、相談延べ人数も約8%減となり、件数増に対応して延べ人数が減少している。

過去10年間の学齢期別相談実件数の推移は図1のとおりである。

相談件数は、平成7年度を境として年々増加している。とりわけ平成12年度から児童・生徒の相談件数は増加傾向が続いている。

このような現状から幼児の定期的な継続相談について16年度は、年長児で平均月1回程度の相談を実施してきた。なお、平成16年度の相談件数の内、年度内の終結件数は602件、次年度への継続件数は158件であった。

図2は過去10年間の延べ相談回数・延べ人数の推移を表している。年々、

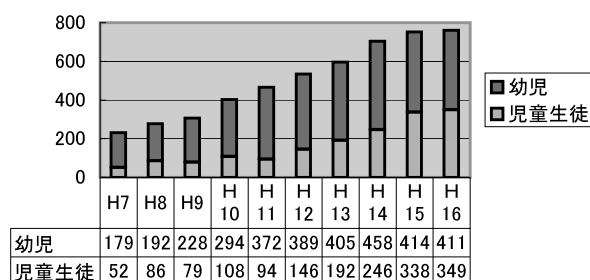


図1 過去10年間の相談実件数の推移

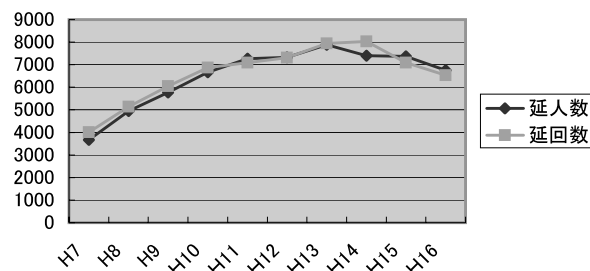


図2 過去10年間の延べ相談回数・人数の推移

増加の状況にあったが、平成15年度から延べ回数が減少している。これは相談件数の増加への対応と、児童・生徒の相談増による教職員への対応増が要因と考えられる。

### (2) 年齢別相談件数

年齢	幼 児					児 童						生 徒					合計	
	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳		17歳
件数			1	119	291	78	67	59	59	38	29	12	5	2				760
比率				54.1					43.4						2.5			

幼児の相談件数が約54%を占めている。とりわけ就学を目前にした5歳児の相談が幼児全体の約66%となっている。また児童・生徒の相談が増加し、平成15年度と比べると、約3%の増加となっている。この内、幼児の時に来所していたケースは約26%あった。

### (3) 主訴別相談件数

教育・養育相談	進路相談	就学時精密検査	合計
637件	31件	92件	760件

教育・養育の相談は、約84%を占めている。幼児の場合の主訴の大部分は、我が子の成長・発達の様子を心配しながら、「みんなと一緒に円滑な学校生活が過ごさせるために、就学までに少しでも子どもの成長を促しておきたい」という親の思いで教育・訓練内容・方法等についての助言を求めて来所している。また児童生徒の場合は、発達の様子とそれに応じた教育内容・方法や教材教具の助言を求めての相談、及び、それらをもとにした個別の指導計画の作成についての助言を求める相談である。

### (4) 障害別相談件数

障害別の相談件数は、下記のとおりである。

知的障害のある子どものケースは約57%であるが、高機能自閉症やアスペルガー症候群等の軽度発達障害のケースも増加の傾向にある。

主障害		従障害										重複率 (%)
障害名	件数	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病・虚弱	情緒障害	言語障害	LD	その他	合計	
視覚障害	1			1							1	100
聴覚障害	2								1		1	50
知的障害	430	2	1		10		52	3			68	16
肢体不自由	8			4							4	50
病・虚弱												
情緒障害	99			86	1						87	88
言語障害	3			1							1	33
LD	40											
その他	177											
合計	760	2	1	92	11		52	3	1		162	21

障害の分類については、医療機関や判定機関等での診断情報や心理学的検査の結果に基づいて行った。「情緒障害」については、医療機関や判定機関等で自閉症や広汎性発達障害と診断・判定された者を計上した。「その他」は、全般的な発達上の遅れは認めにくい、発達上の偏りや行動上の課題があるケースを計上した。これらの中には高機能広汎性発達障害と考えられるケースも多く含めている。医療機関でADDやADHDと診断されたケースについては、ここでは主障害として計上していない。

上記件数の内数として、ADD / ADHDと医療機関で診断された者の件数は35件、高機能

自閉症とアスペルガー症候群が45件であった。

### (5) 来談の経緯

図3は、平成16年度に来所した幼児のケース411件の来談経緯の内訳である。最も多いのは中央児童相談所や母子通所及び家庭児童相談室等の相談機関から就学が近づいたので教育センターでの相談を紹介されたケースである。就学予定先の小学校の紹介、既に来室している人からの紹介がそれに続く。医療機関からの紹介の多くは大阪市総合医療センターであり、医療と教育の相互紹介が増加してきている。

なお、児童・生徒の相談は、原則として保護者と学校職員及び相談担当者の3者によりすすめているため、所属校長の申込みとなっている。

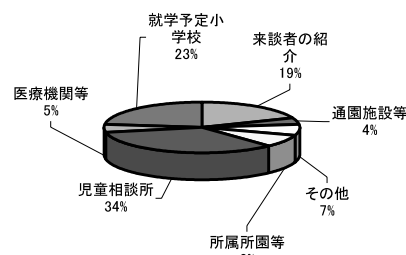


図3 来所の経緯別件数（幼児）

### (6) 主訴別

図4、5は、主訴別の相談件数である。ここでは幼児と児童・生徒の場合に分け、相談の主訴を概観する。なお本統計では来談者の主訴が二つ以上ある場合はそれらもカウントし、延べ数として計上した。《幼児》

ことばの遅れを主訴とする相談が半数を占めている。このことばの遅れの内容は発語の獲得以前の相談から会話がうまくできないケースまで広範囲に及んでいる。また「就学に向けての養育について」は発達の遅れがあり、どう養育していけばよいかといった養育全般についての主訴である。行動上の諸問題の内容は、「多動、自傷・他傷、こだわり等」である。対人関係では、「集団の中に入れたい、場面にあった行動ができない」等の内容である。

《児童・生徒》

主訴の約62%は学習の遅れに伴っての相談である。これらのケースは「児童・生徒の発達の様子と今後の指導内容・方法等」についての相談である。LD/ADHDでは、LDやADHDと医療機関等で診断され、教育的な助言を求めてくる場合と、LDやADHD等の疑いで来所するケースである。対人関係では「友達とのトラブル、集団の中に入れたい、場面にあった行動ができない等」であり、行動上の問題では「多動、自傷・他傷、こだわり等」が具体的な主訴である。また、平成11年度頃から、障害のある児童・生徒の不登校に関わる相談も見られるようになってきた。

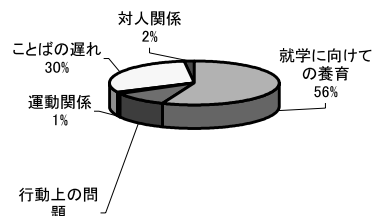


図4 主訴別件数（幼児）

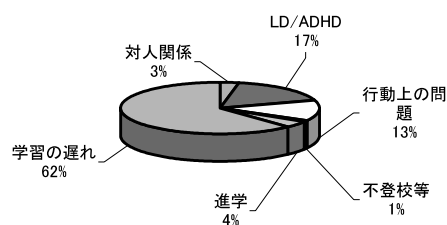


図5 主訴別件数（児童生徒）

### (7) 児童・生徒の在籍学級

児童・生徒の在籍学級別の相談件数は、図6の通りである。

昨年度に続き、通常の学級に在籍する児童・生徒のケースが過半数を越える状況となっている。



図6 在籍学級別相談件数

## 適応指導教室（通称・フリールーム）

### 1．はじめに - 活動の概要 -

当相談室の「適応指導教室（以下フリールームとする）」は、週4回（月・火・木・金）開設している。本年度は、18名の入級者であった。入級対象者は、当センター教育相談室に不登校の主訴で相談に通う児童生徒（小4～中3）のうち、小集団での活動が可能で入級を希望する者である。

本年度は4月以降、小学生が学校へ登校し始め来室せず、小学生部は在籍があるものの、実質は中学生部だけの運営になった。中学3年生が多いため（11名）、進路についての悩みもあるので、中学2年生、1年生との関わり以上に配慮が必要であった。

グループ活動や学習活動を通して、人との交わりを経験し、仲間とのやり取りに慣れ、学習への関心や意欲を高めるきっかけを得て、結果としての再登校を目指すものである。

担当者は、専任の指導員と曜日ごとに学習指導等にかかわる教員籍の心理相談員である。当フリールームの特色は、週4日間の通級活動を重ねながら、並行して心理相談員との週1回の個別カウンセリングを行い、適応への細やかな対応、支援が行われることにある。

### 2．活動の実際

#### (1) 活動場所；

ホームルームを行う中学生部の「フリールーム室」（7階）、小学生部の「フリールーム第2室」（8階）、地下1階の運動場所。家庭科実習室（7階）、音楽実習室（8階）、3階屋外ベランダ（栽培活動）。

これら以外に、センター外部に出かけての活動がある（港区・中央区など）。

#### (2) 年間行事（前期；4月～7月 中期；9月～12月 後期；1月～3月）

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
開始日・終了日	12			13		13			16	17		15
フリールームパーティー				12					14			4
調理実習（年8回）												
社会見学・社会体験（年5回）												
サマーキャンプ・遠足	8月19 - 20日			11月2日			3月29日					
保護者会・学校連絡会	4月15日, 7月15・16日, 12月17・20日, 3月25日											

#### (3) 標準週時程（4月～3月）

- ・担当者；「フリータイム」「HRタイム」は、専任の指導員（2人）がホームティーチャーとして全日担当。また、「自主タイム」でも個別に対応する。曜日ごとの国語等の教科、総合的な学習の指導は、教員籍の心理相談員（4人）が当たる。
- ・ここでは、学習が第一義的な目的ではなく、同年齢集団との関係作りが重要である。個々人の実態に即して、教科等の学習時間と並行して「自主タイム」を選べるようにしてい

る。

#### (4) 入級児童生徒のようす (本年度の入級小学生 2 名、中学生16名)

- ・内訳は小学 5 年 1 名 (女 1) 、 6 年 (男 1) 、 中学 1 年 1 名 (女 1) 、 2 年生 4 名 (男 2 , 女 2) 、 3 年 11 名 (男 6 , 女 5 )
- ・入級は本人の意思に基づくが、仲間への入り方は人それぞれである。初めは黙ったまま座り続けている場合も少なくない。
- ・どのように集団の中で心を開き、関係を作っていくかについて、この10数年間専任の指導員として子どもたちとかかわってきた大谷指導員はその過程を 4 段階に分けて整理している。  
指導員と子どもの 2 者関係、 指導員が中継する子どもどうしのつながり、  
指導員と子どもたちとの 3 者関係、 子どもたちの相互関係の成立発展。
- ・集団の中で心を開き、ことばをやり取りできる関係を通して、自分の言動の傾向や特徴を学んでいく。落ち込んだり、回復したりしながら子どもどうしの中で成長し、意欲や自信を回復していく。その時助言したり、方向付けたりして支えていく指導員の役割は欠かせない。
- ・3 年生 11 名は、それぞれの進路を決めている。定期テストを受けに行ったり、登校を始めた子、時々来室して、現状の報告をすることが心の支えになっている。3 年生は互いに触発される相互関係性のなかで進路を決めていくような成長がみられる。

#### (5) 室外での活動

ア．社会体験・社会見学として港区・中央区へ。また、自分たちで決めた映画の鑑賞、カラオケなどに指導者と一緒に経験する。

(他に、教育相談室としての以下の行事に参加する。)

イ．サマーキャンプ；平成16年 8 月19～20日・伊丹市立野外活動センター

ウ．秋の遠足；平成16年11月 2 日、「京都府立山城運動公園」(京都府宇治市)

エ．春の遠足；平成17年 3 月29日 神戸市立フルーツフラワーパーク

### 3 . まとめ

- ・フリールームが子どもたちの「心の居場所」となり、自分を見つけ、回復し、仲間との交わりを通して成長していく姿が確かめられる。とりわけ中学 3 年生が進路を定める過程での仲間の役割は大きい。
- ・こういった生きる力の回復を、生活全体の変容や登校へとつなげていくことが、今後もいっそう大事な課題となっている。
- ・そのためにも、7 月、12 月の 2 回の学校連絡会に、多くの学校から担当者の参加が得られたことはよかった。学校での取り組みや子ども理解とフリールームの子ども理解とを照合し、捉えることが出来た。
- ・年 3 回の保護者会実施は、家庭との相互理解、連携の必要性を改めて確認できた。

平成16年度フリールーム前期（4月～7月）の活動内容

	月	火	木	金
	総合(1) スポーツ活動	国語 総合(2)	数学 スポーツ活動	英語 表現創作活動
4月				16 英語プリント学習 前期の計画を立てる
	19 前期の活動内容の検討 ドッジボール ソフトテニス	20 漢字プリント学習 野菜の収穫	22 数学プリント学習 ドッジボール ソフトテニス	23 英語プリント学習 辞書を使い単語を調べる 雑巾作り
	26 水栽培(ミニトマト)のため 準備をする パトミントン	27 対義語の学習 言葉の意味を調べる ワークシート フリートーキング	29 みどりの日	30 英語プリント学習 絵の具を使って 共同作品
5月	3 憲法記念日	4 国民の休日	6 数学プリント学習 スポーツ活動	7 英語プリント学習 広告の紙を使って 工作をする
	10 顕微鏡で広告用紙を見る ドッジボール パトミントン	11 国語プリント学習 サツマイモの苗植え 貼り絵・絵画	13 社会見学 大阪歴史博物館	14 英語プリント学習 広告の紙を使って 工作をする
	17 亀の飼育セットの 買出しに行く ドッジボール ソフトテニス	18 国語プリント学習 野菜の苗を植える	20 数学プリント学習 キャッチボール フリートーキング	21 調理実習 スパゲッティミートソース 野菜サラダ パン
	24 魚あわせカードを 使ったゲーム 軟式テニス なかあて	25 漢字クロスワードクイズ フリートーキング ワークシート	27 数学プリント学習 スポーツ活動	28 英語プリント学習 広告の紙を使って 工作をする
6月	31 ガラス細工 ソフトテニス キャッチボール	1 対義語カード 避難訓練 和紙の色染め 折り紙 あじさい作り	3 数学プリント学習 スポーツ活動 キャッチボール・サッカー	4 英語プリント学習 ピカソについて学習する
	7 トマトの手入れ ソフトテニス・ドッジボール バレーボール	8 漢字カルタ フリートーキング あじさいの壁面飾り作り	10 数学プリント学習 スポーツ活動	11 英語プリント学習 広告の紙を使って 工作をする
	14 呼吸数の測定 ソフトテニス	15 国語プリント学習 絵画表現	17 調理実習 お好み焼き 小松菜のおひたし わらびもち	18 英語のプリント フリータイム
	21 台風のために休室	22 国語プリント学習 スポーツ活動 卓球 テニス	24 数学プリント学習 スポーツ活動	25 社会見学 ピカソ展 ATCミュージアム
	28 各自の学習課題への 取り組み スポーツ活動	29 漢字プリント学習 調理実習の計画	1 数学プリント学習 スポーツ活動	2 英語のプリント学習 願いのかなう木をかく
7月	5 七夕飾り作り スポーツ活動	6 調理実習 ホットケーキ ドーナツ フルーツみつ豆	8 数学プリント学習 スポーツ活動	9 英語プリント学習 フリータイム
	12 フリールーム パーティ	13 大掃除		

平成16年度フリールーム中期（9月～12月）の活動内容

	月	火	木	金
	総合(1) スポーツ活動	国語 総合(2)	数学 スポーツ活動	英語 表現創作活動
9月	13 調理実習のメニューの相談	14 漢字プリント学習	16 数学プリント学習	17 英語プリント学習
	卓球 ドッジボール	絵画制作	ソフトテニス	コラージュ制作
	20 敬老の日	21 漢字プリント学習	23 秋分の日	24 英語プリント学習
	27 調理実習 親子どんぶり きんぴら 味噌汁	28 短歌俳句の学習 壁面飾り作り	30 数学プリント学習 卓球 ドッジボール	1 英語プリント学習 マグネットの飾りを作る
10月	4 野菜の種まき	5 漢字プリント学習	7 数学プリント学習	8 英語プリント学習
	ソフトテニス	芋ほり 球根を植える	ソフトテニス	マジカル六角形
	11 体育の日	12 国語プリント学習 サツマイモの天ぷらづくり	14 数学プリント学習 バドミントン ドッジボール	15 英語プリント学習 版画ワールド
	18 亀の飼育セットの 買い出しに行く ドッジボール ソフトテニス	19 国語プリント学習 野菜の苗を植える	21 数学プリント学習 キャッチボール フリートーキング	22 調理実習 コロケ もやしの炒め物 味噌汁
	25 社会見学 鶴見緑地 自然観察	26 漢字クロスワードクイズ フリートーキング ワークシート (風船の気持ち)	28 数学プリント学習 スポーツ活動	29 英語プリント学習 We can stand カレンダー作り
11月	1 野菜の苗の移植 避難訓練 ソフトテニス・卓球 ドッジボール	2 遠足 太陽が丘公園	4 数学プリント学習 ドッジボール ソフトテニス	5 英語プリント学習 カレンダー作り
	8 実験の準備 野菜の水やり ソフトテニス ドッジボール	9 国語プリント学習 壁面飾り作り クリスマスツリー	11 数学プリント学習 卓球・サッカー キャッチボール	12 英語プリント学習 歌を歌おう
	15 実験 パン作り ソフトテニス	16 国語プリント学習 壁面飾り作り・リース ポインセチア	18 調理実習 五目焼きそば	19 英語プリント学習 歌を歌おう
	22 実験 微生物発酵 スポーツ活動	23 勤労感謝の日	25 数学プリント学習 ドッジボール ソフトテニス	26 英語プリント学習 クリスマスリース作り
	29 実験 微生物発酵 スポーツ活動	30 社会見学 映画 「ハウルの動く城」	2 数学プリント学習 ドッジボール ソフトテニス	3 英語プリント学習 年賀状作り
	12月	6 調理実習 ロールキャベツ 大根とツナのサラダ りんごのソテー	7 紙芝居作り 「世界がもし100人の 村だったら」	9 数学プリント学習 ドッジボール ソフトテニス
13 石鹸作り スポーツ活動		14 フリールーム パーティ	16 大掃除	

平成16年度フリールーム後期（1月～3月）の活動内容

	月	火	木	金
	総合(1) スポーツ活動	国語 総合(2)	数 学 スポーツ活動	英 語 表現創作活動
1 月	17 後期学習の計画を立てる	18 国語プリント学習	20 数学プリント学習	21 DVD鑑賞 「シュレック」
	インターネットの使用に 関する話し合い	壁面飾り作り 雪だるま、雪の結晶	スポーツ活動	色紙で雪の模様を作る
	24 楽器作りでの資料探し	25 国語プリント学習	27 数学プリント学習	28 DVD鑑賞 「シュレック」
		調理実習の計画 保育所体験学習について	スポーツ活動 バドミントン	花布巾作り
	31 レインスティック の作製	1 国語プリント学習	3 数学プリント学習	4 DVD鑑賞 「シュレック2」
バドミントン	保育所へのプレゼント作り	バスケットボール	花布巾作り	
2 月	7 レインスティック の作製	8 保育所体験学習	10 数学プリント学習	11 建国記念の日
	バドミントン		バドミントン	
	14 レインスティック の作製	15 調理実習 たこ飯・赤飯 大根の味噌汁 フルーツサラダ	17 数学プリント学習	18 DVD鑑賞 「シュレック2」
	バドミントン		スポーツ活動	
	21 レインスティック の作製	22 国語プリント学習	24 数学プリント学習	25 英語プリント学習
バドミントン バスケットボール	壁面飾り作り 鳥・花	スポーツ活動	花布巾作り	
28 フリールームパーティの 準備	1 国語プリント学習	3 大掃除	4 フリールームパーティ	
	紙芝居作り			
3 月	7 レインスティック の作製	8 詩を読もう	10 終了式	11 英語プリント学習
	バドミントン バスケットボール	フリートーク		
	14 フリートーク	15 後期終了		
	バドミントン バスケットボール			

# スクールカウンセラー活用事業

## 1．事業の趣旨

いじめや校内暴力の問題、不登校や高校中退等の学校不適應など、学校教育をめぐる様々な問題の対応においては、子どもたちの心のケアが必要であり、学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図ることが重要な課題となっている。

このため、児童・生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有する「スクールカウンセラー」を、学校という身近な場所に派遣し、直接子どもや保護者の相談に応じるとともに、生活指導上の問題について、教職員への助言・援助を行う。

## 2．事業の経過

本市では、「こころひらく教育相談 - スクールカウンセラーの設置 - 」事業として、平成8年度よりいじめや不登校等の問題の解決のために、スクールカウンセラー事業を始めた。平成9年度には24行政区に各1校、平成10年度には25校、そして、平成11・12年度は28校のセンター校を設けた。平成13年度からは文部科学省の補助事業として49校、平成14年度は68校、平成15年度は88校、平成16年度は107校の配置校を設置し、配置校を除く全中学校に巡回相談をするため、スクールカウンセラーを派遣してきた。

## 3．事業の概要

- (1) 平成16年度は107校の配置校を設置した。
- (2) 配置校では、週1日の来所相談を行い、区内の幼・小・中・高・養護教育諸学校を中心に、幼児・児童・生徒とその保護者、教職員を対象に相談・援助を行う。相談の受付は、電話予約による。(電話予約の受付時間は9:30~18:30)
- (3) 毎月1回、カウンセラーが配置校を除く市内の全中学校に巡回相談を行う。

## 4．スクールカウンセラーの職務等

- (1) 資格：臨床心理士：延べ54名(週2日勤務)
- (2) 職務：区内の幼児・児童・生徒やその保護者、教職員を対象に、相談・援助を行う。
- (3) 配置方法：配置校での来所相談(週1日)を行うとともに、配置校を除く市内全中学校を訪問して巡回相談(各校月1回)を行う。
- (4) 勤務形態：週2日、全日勤務(8:30~17:15)とする。

## 5．スクールカウンセラーの選考等について

- (1) 財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定を受けた臨床心理士をスクールカウンセラーとして選考する。
- (2) 選考にあたっては大阪府臨床心理士会に登録された臨床心理士の中から公募し、大阪市教育委員会が決定する。
- (3) また本市教育の発展に寄与し、多年にわたって教育的識見と教育力量を豊かに持ち、かつ児童・生徒の教育相談にあたった経験を持っている者をスクールカウンセラーとして採用する。
- (4) スクールカウンセラーは、週2日程度の全日勤務が可能な者とし1年毎に更新する。
- (5) スクールカウンセラーとして選考しようとする者に対しては、本事業の趣旨や職務内容について説明し、学校教育についての理解を得るため、事前の研修を行う。

## 6. スクールカウンセラー配置校一覧表

居住区	配置校名	曜日
北 区	天 満 中 学 校	月
	大 淀 中 学 校	火
	豊 崎 中 学 校	水
都 島 区	新 豊 崎 中 学 校	木
	高 倉 中 学 校	水
	都 島 中 学 校	金
福 島 区	淀 川 中 学 校	火
	友 渕 中 学 校	金
	八 阪 中 学 校	水
此 花 区	下 福 島 中 学 校	木
	野 田 中 学 校	木
中 央 区	春 日 出 中 学 校	月
	此 花 中 学 校	金
西 区	東 中 学 校	月
	上 町 中 学 校	木
	西 中 学 校	木
港 区	花 乃 井 中 学 校	月
	堀 江 中 学 校	月
	市 岡 中 学 校	水
	港 南 中 学 校	月
	市 岡 東 中 学 校	火
	築 港 東 中 学 校	水
大 正 区	大 正 中 央 中 学 校	金
	大 正 北 中 学 校	木
天 王 寺 区	天 王 寺 中 学 校	水
	高 津 中 学 校	木
浪 速 区	難 波 中 学 校	木
	日 本 橋 中 学 校	火
西 淀 川 区	木 津 中 学 校	金
	淀 中 学 校	火
	西 淀 島 中 学 校	木
淀 川 区	佃 中 学 校	火
	十 三 中 学 校	火
	新 北 野 中 学 校	月
	三 国 中 学 校	金
	美 津 島 中 学 校	水
東 淀 川 区	東 三 国 中 学 校	月
	宮 原 中 学 校	水
	淡 路 中 学 校	火
	瑞 光 中 学 校	金
東 成 区	中 島 野 中 学 校	火
	井 高 野 中 学 校	木
	新 東 淀 中 学 校	月
生 野 区	東 陽 中 学 校	水
	玉 津 中 学 校	木
	相 生 中 学 校	月
	大 池 中 学 校	木
	勝 山 中 学 校	木
	生 野 中 学 校	火
東 生 野 中 学 校	火	
鶴 橋 中 学 校	水	
巽 中 学 校	木	
新 生 野 中 学 校	木	
新 巽 中 学 校	火	

居住区	配置校名	曜日
旭 区	大 宮 中 学 校	火
	旭 東 中 学 校	木
	今 市 中 学 校	水
城 東 区	放 出 中 学 校	金
	蒲 生 中 学 校	月
	董 中 学 校	木
	城 東 中 学 校	木
鶴 見 区	城 東 中 学 校	木
	鯉 江 中 学 校	金
	茨 田 中 学 校	金
	緑 中 学 校	木
	茨 田 北 中 学 校	木
阿 倍 野 区	今 津 中 学 校	金
	横 堤 中 学 校	水
	昭 和 中 学 校	火
	阪 南 中 学 校	金
住 之 江 区	阿 倍 野 中 学 校	火
	阿 倍 野 中 学 校	水
	住 吉 第 一 中 学 校	木
	加 賀 屋 中 学 校	金
	住 之 江 中 学 校	火
	南 港 北 中 学 校	木
住 吉 区	真 住 中 学 校	金
	我 孫 子 中 学 校	金
	住 吉 中 学 校	火
	大 和 吉 川 中 学 校	月
	東 我 孫 子 中 学 校	木
東 住 吉 区	墨 江 丘 中 学 校	木
	大 領 中 学 校	火
	田 辺 中 学 校	水
	中 野 中 学 校	金
	矢 田 中 学 校	火
	白 鷺 中 学 校	木
平 野 区	矢 田 南 中 学 校	金
	矢 田 西 中 学 校	火
	郊 外 長 谷 川 中 学 校	火
	撰 陽 中 学 校	火
	平 野 中 学 校	水
	瓜 破 中 学 校	木
	加 美 中 学 校	金
	喜 連 中 学 校	火
	長 吉 六 反 中 学 校	金
	瓜 破 西 中 学 校	火
加 美 南 中 学 校	金	
西 成 区	平 野 北 中 学 校	火
	天 下 茶 屋 中 学 校	木
	今 宮 中 学 校	月
	成 南 中 学 校	月
	鶴 見 橋 中 学 校	金
玉 出 中 学 校	金	
梅 南 中 学 校	金	

申込電話番号は☎6576 - 2625です。

「スクールカウンセラーへの相談」の電話予約の受付は、月曜日から金曜日までの（祝日振替休日を除く）午前9時30分から午後6時30分までです。FAXの番号は、6576 - 2636です。

## 7. 相談活動の概況

### (1) スクールカウンセラーの活動内容

カウンセリングルームなどでの児童生徒に対する個別カウンセリングのほか、休み時間の相談・声かけなど日常的な場面での相談活動。

教職員や保護者の指導上の悩みや不安に対し、臨床心理の専門家の立場からのコンサルテーションを実施するなどの助言・援助活動。

教職員や保護者に対して、カウンセリング等により得られる児童生徒の悩みや不安の傾向・地域特性などについて、教職員と連携する中での情報提供等の活動。

教職員を対象にした研修会等でのカウンセリングについての理解の促進。

### (2) 配置校及び巡回相談校における相談実施状況

配置校  
相談件数

年 度	相談件数	校種別相談件数				相談内容別件数		
		小学校	中学校	高等学校	その他	不登校	いじめ	その他
平成13年度	978	149	784	42	3	429	48	501
平成14年度	1,283	163	1,054	62	4	495	59	729
平成15年度	1,830	246	1,527	52	5	594	85	1,151
平成16年度	2,034	278	1,662	92	2	719	74	1,241
	割合100(%)	13.7	81.7	4.5	0.1	35.4	3.6	61.0

相談回数

年 度	相談回数	相談者別回数			相談内容別回数		
		児童生徒	保護者	教職員	不登校	いじめ	その他
平成13年度	8,497	4,177	3,187	1,133	4,873	361	3,263
平成14年度	10,998	5,827	3,539	1,632	5,397	417	5,184
平成15年度	14,462	7,976	4,155	2,331	6,496	408	7,558
平成16年度	15,378	7,887	5,064	2,427	7,428	476	7,474
	割合100(%)	51.3	32.9	15.8	48.3	3.1	48.6

巡回相談校  
相談件数

年 度	相談件数	相談内容別件数		
		不登校	いじめ	その他
平成13年度	1,435	468	82	885
平成14年度	1,504	505	56	943
平成15年度	1,096	369	26	701
平成16年度	970	421	34	515
	割合100(%)	43.4	3.5	53.1

「その他」の相談内容は、友人関係、部活動での人間関係、進路の悩み勉強の悩み、親子関係の問題、子育て・しつけ、無断外泊、深夜徘徊、自傷行為、強迫神経症（強迫的）、拒食・過食症、対人恐怖症、家庭内暴力、学習障害（LD）、注意欠陥（多動）障害（ADD, ADHD）等。

相談回数

年 度	相談回数	相談者別回数			相談内容別回数		
		児童生徒	保護者	教職員	不登校	いじめ	その他
平成13年度	3,492	1,662	846	984	1,280	114	2,098
平成14年度	2,842	1,399	577	866	1,107	115	1,620
平成15年度	2,071	1,020	412	639	806	84	1,181
平成16年度	1,974	990	440	544	836	47	1,091
	割合100(%)	50.1	22.3	27.6	42.3	2.4	55.3

## 8 . 相談活動での成果

### (1) カウンセリングでの効果

児童・生徒側から

カウンセリング時におけるスクールカウンセラーの児童心理についての専門性に裏打ちされた受容の態度によって、子どもたちの中に自己を理解してくれているという安心感が芽生え、その結果、自らを真摯に振り返り、自己解決しようと努力するようになる。また、第三者的存在のスクールカウンセラーの方が、リラックスして心情を訴えることができる。

教職員側から

スクールカウンセラーは、コンサルテーション（助言・援助・情報提供等）に関して専門性を有している。児童・生徒に対する指導の進め方について、教職員にコンサルテーションを行うことにより、子どもたちと接する際の教職員の意識が変わるとともに、教職員一人一人が自信を持って指導にあたることができるようになる。また、教職員にとっても、同僚の教職員に話しにくいことでも、気軽に相談することができる。

保護者側から

カウンセリングを受けることにより、子どもの問題行動等に対しての心理学的側面からの理解と受容を深めることができる。その結果、精神的な余裕を持って子どもに対応できるようになる。さらに、保護者にとって、第三者的存在であるスクールカウンセラーからの助言の方が受け入れやすい場合もあり、スクールカウンセラーを介して家庭と学校との連携が円滑になり、その結果、保護者が学校に対する信頼を深めることができる。

### (2) スクールカウンセラーの相談活動で効果（解決・改善）があった件数

下の表は、配置校（107校）と巡回相談（22校）のスクールカウンセラーから平成16年度末段階で報告された件数の合計をのせたものである。

	解 決			改 善			合計 / 全件数	割合%
	不登校	いじめ	その他	不登校	いじめ	その他		
配 置 校	156	49	424	221	30	367	1,247 / 2,034	61.3%
巡回相談	3	1	21	55	8	71	159 / 970	16.4%
合計件数	159	50	445	276	38	438	1,406 / 3,004	46.8%
総 合 計	654			752				

### (3) 効果のあった具体的内容

不登校について

「登校できない、または断続登校の状態から、毎日登校できるようになった」

「全く登校できなかった子どもが、断続登校するようになった」

「担任と全く会わなかった子どもが、担任と会って話ができるようになった」

「保健室登校等、別室登校ができるようになった」

いじめについて

「早期に生徒の不安を取り除くとともに、担任との関係をサポートし、学年及び個別での対応を積極的にすすめた結果いじめの解決をみた」

「いじめがなくなり、友人関係が改善された」

「保護者の不安が軽減され、対応の方針が見えてきた」

「その他」の相談について

「担任へのコンサルテーションで、心身症や神経症等を有する生徒への対応や見通しができ、生徒への対応についての不安が緩和された」

#### (4)「その他」(いじめ・不登校以外)の相談内容

問題行動(例:無断外泊、深夜徘徊等)、自傷行為、親子関係の問題、子育て・しつけ、親への反抗、進路の悩み、勉強の悩み、友人関係、部活動での人間関係、強迫神経症(強迫的)、拒食・過食症、対人恐怖症、家庭内暴力、学習障害(LD)、注意欠陥多動障害(ADHD)など。

### 9. スクールカウンセラーの研修会

スクールカウンセラーの資質向上の目的で事例研究を中心に、以下の研修を実施した。

日 時	研修会の内容及び講師等
4月12日(月) 15:00~17:00	連絡協議会 第1部:委嘱式 第2部:研修会(人権教育について、事務連絡等)
5月17日(月) 15:00~17:00	研修会 事例研究等 (スーパーヴァイザー 倉光 修先生)
7月12日(月) 15:00~17:00	研修会 事例研究等 (スーパーヴァイザー 倉光 修先生)
9月17日(金) 15:00~17:00	研修会 事例研究等 (スーパーヴァイザー 濱野清志先生)
10月18日(月) 15:00~17:00	研修会 事例研究等 (スーパーヴァイザー 倉光 修先生)
11月15日(月) 15:00~17:00	研修会 事例研究等 (スーパーヴァイザー 濱野清志先生)
12月13日(月) 15:00~17:00	研修会 事例研究等 (スーパーヴァイザー 倉光 修先生)
1月17日(月) 15:00~17:00	研修会 事例研究等 (スーパーヴァイザー 濱野清志先生)
2月10日(木) 15:00~17:00	研修会 大阪市スクールカウンセラーの課題(スーパーヴァイザー 浜田邦男先生)

# メンタルリーダー訪問援助事業

## 1．事業の経過

本市では平成8年度より、いじめ・不登校等の問題の解決のために、スクールカウンセラー派遣事業を実施し、平成9年度には24行政区に各1校、平成10年度には25校、平成11年度からは合計28校のスクールカウンセラー・センター校を設けた。平成13年度は国の補助事業として合計49校、平成14年度は68校、平成15年度は88校、平成16年度は107校の配置校を設置し、配置校を除く全中学校に巡回相談をするため、スクールカウンセラーを派遣してきている。

しかし、不登校の実態を見ると、家庭に閉じこもっている児童・生徒は、カウンセラーに会うことができないままになっている。このため、平成10年度よりスクールカウンセラー事業を補完し、このような「閉じこもり」状態の不登校の児童・生徒を対象に、「メンタルリーダー訪問援助事業」を実施してきている。

## 2．事業の目的

メンタルリーダーが家庭訪問を実施して「閉じこもり」状態の児童・生徒の「心の友」となり、児童・生徒が抱えているこだわりや悩みを和らげ、失っている自由さや意欲・気力を回復させるためのかわりをするを役割とする。このことによって児童・生徒がスクールカウンセラーに会えるようになったり、登校できるまでの元気を取り戻すことができることを目的とする。

## 3．事業の概要

- (1) メンタルリーダーの活動は大学生または大学院生のボランティア活動とする。
- (2) メンタルリーダーは「閉じこもり」状態の不登校児童・生徒を対象に、保護者の了解を得て週1回程度家庭訪問を行う。
- (3) 教育相談室はメンタルリーダーの報告を受け、児童・生徒の状況を判断して、指導部担当指導主事とも連携しながら学校やカウンセラーとの連絡・調整を図る。

## 4．実施手順と留意事項

- (1) 学校が、保護者並びに児童・生徒と十分に相談したうえで、教育センター教育相談室に派遣要請をする。
- (2) 派遣要請の後、教育相談室で十分に検討し、必要な情報の提供を学校に依頼する場合もある。
- (3) 学校は派遣実施にあたり、連絡窓口の担当者を決め家庭との連絡・調整を行う。

## 5．メンタルリーダーの登録、研修、配置等

- (1) 選考・登録は応募書類と面接により、教育委員会が行う。
- (2) 訪問援助活動に入るまでに、「閉じこもり」型不登校等について事前研修を行う。
- (3) 教育相談室で対象児童・生徒の状況を判断して、メンタルリーダーとの組み合わせを決定する。

「閉じこもり」とは、子ども自身に登校する意志や気持ちがありながら、家から外へ出にくくなり担任等の家庭訪問に対しても会うことができないといった状態をいう。

## 6 .メンタルリーダーの募集と研修

### (1) 募集・登録

4月初旬、2大学（大阪教育大学、大阪市立大学）の協力を得て募集を行った結果、登録してもらった大学生・院生は男9、女22の計31名だった。

### (2) メンタルリーダーの研修

メンタルリーダーの研修会について、今年度は以下のように実施した。

#### 事前研修会

- ・平成16年5月11日（火）・13（木）・21（金）・26（水）14：00～17：00
- ・平成16年5月26日（水）14：00～17：00

#### 個別研修会

訪問援助活動がスタートした場合、2～3ヵ月に1回定期的にスーパーバイザーからの指導や助言を受けるメンタルリーダー個別研修を実施している。

## 7 .訪問開始後の子どもの変化について

それぞれのメンタルリーダーが訪問を開始した後、子どもと関係を築き上げていく過程で、子どもの心のエネルギーの階段に沿って、その変化の様子の一般的なものをあげてみると次のようになる。

### (1)【レディネス期】

メンタルリーダーと会えるようになる。

### (2)【安定期】

情緒的に安定し、メンタルリーダーとの関係が深まる。

### (3)【主体性の芽生え期】

自分のしたいことやしなければならないことを決定したり考えたりしはじめる。

### (4)【チャレンジ期】

辛いことや困難なことに実際取り組みはじめる。

### (5)【再登校期】

学校行事など、自分の外出しやすい日や時間帯には登校できるようになる。また、ほぼ毎日が断続的に登校できるようになる。

## 8 .メンタルリーダーを派遣した児童生徒の内訳

4月30日付けで、本市小学校・中学校・養護教育諸学校の校長宛に、「メンタルリーダー訪問援助事業 実施要項」（申し込み手順等）を配付した。その後、学校長からの申し込み（前年度からの継続も再申し込み）をもとに、5月から派遣を開始した。申し込みがあり、実際に派遣した件数は、下表のように小学校が14件、中学校が21件の計35件であった。

派遣を実施児童生徒の内訳一覧表

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	合計
男	1	0	0	1	1	3	2	4	5	17
女	0	1	0	1	2	4	1	4	5	18
計	1	1	0	2	3	7	3	8	10	35

# 「心の教室相談員」事業

## 1. 事業の概要

本事業は、文部省（現 文部科学省）の「心の教室相談員」活用調査研究委託事業として、平成10年10月から大阪市教育委員会が開始した。平成10年度途中で本事業を開始した背景には、町村文部大臣の「緊急アピール」（平成10年3月10日付）がある。これは、学校内でのナイフ殺傷事件等の発生を機に、心の教育の充実を説いた緊急宣言であった。それを受けて、10年度途中から「心の教室相談員の配置」活用調査研究委託事業、及び、相談室設置の予算処置が施されたものと推測される。様々な問題が生じる前の予防的、開発的な生徒指導充実策としての「心の教育」の具体策と言える。

実施7年目の本年度の「心の教室相談員」配置校は、22校である。配置しない107校については、週1回全日スクールカウンセラーが派遣されている。本年度、本市22校に配置された「心の教室相談員」の配置状況等については、「4. 実施の経過」に詳細を記述する。

## 2. 「心の教室相談員」事業の趣旨

(1) 近年、中学生に関わる問題行動が多発し、社会問題となっているが、こうした問題行動を起こす要因の一つとして、生徒たちに悩み、不安、ストレス等がたまっていることがあげられている。そこで、教職員以外の第三者である「心の教室相談員」を生徒の身近に配置し、生徒の話し相手、相談相手となり、日常生活の中で抱える不安や悩み、ストレス等の緩和や解消を図り、心のゆとりを持てるような環境を提供するものである。

(2) 学校教育は、大きな転換期を迎えており、学校は情報を地域に発信すると共に、保護者が「心の教室相談員」の配置を機に、学校がいっそう情報を発信し、保護者や地域の意向が反映される学校教育を実現するなど、「地域に開かれた学校づくり」が、教育課題の一つとなっている。

本事業は、このような観点に立って、「地域に開かれた学校づくり」の一環としての意義をふまえて取り組むものである。

## 3. 事業の実施主体

「心の教室相談員」事業は、大阪市教育委員会が行う。

（大阪市教育センター教育相談室が担当する）

## 4. 実施の経過

(1) 「心の教室相談員」の配置状況等（H. 16年4月現在）

配置校数；22校

配置状況；1名配置校（64%）2名配置校（27%）3名以上配置校（9%）

総 数 ; 33人

平均年齢 ; 56歳

- ・ 21～25歳 ( 4 人 )    ・ 26～30歳 ( 0 人 )    ・ 31～35歳 ( 1 人 )
- ・ 36～40歳 ( 0 人 )    ・ 41～45歳 ( 0 人 )    ・ 46～50歳 ( 5 人 )
- ・ 51～55歳 ( 6 人 )    ・ 56～60歳 ( 0 人 )    ・ 61～65歳 ( 4 人 )
- ・ 66～70歳 ( 10人 )    ・ 71～75歳 ( 2 人 )    ・ 76～80歳 ( 1 人 )

職 歴 ;

- ・ 青少年団体指導者等 ( 3 人 )    ・ 児童・民生委員 ( 8 人 )    ・ 保護司 ( 6 人 )
- ・ 自営業 ( 1 人 )    ・ 僧侶・神官 ( 1 人 )    ・ 会社員 ( 0 人 )
- ・ 大学生・大学院生 ( 3 人 )    ・ 無職 ( 8 人 )    ・ その他 ( 3 人 )

## (2) 実施の経過

### ア 事業説明会

- ・ 日 時    平成16年 4月13日 ( 火 ) 11 : 00 ~ 12 : 00
- ・ 場 所    大阪市教育センター 第 1 研修室
- ・ 内 容    平成16年度「心の教室相談員」事業実施にあたり、その趣旨、方法について説明し、関係書類を配布する。

### イ 「心の教室相談員」研修会

- ・ 日 時    平成16年11月17日 ( 水 ) 14 : 00 ~ 16 : 00
- ・ 場 所    大阪市教育センター 第 3 研修室
- ・ 内 容    ワークショップ「コラージュ」  
講師 教育相談室主任指導主事 秦 セイ

## (3) 平成16年度「心の教室相談員」活動状況

( ) 内数字は%

	4～7月	8～12月	1～3月	計	
実施回数総数	514回	650回	358回	1,522回	
活動内容	相談活動	389 ( 76 )	483 ( 74 )	267 ( 75 )	1,139回
	教育活動の支援	69 ( 13 )	100 ( 15 )	59 ( 16 )	228回
	地域連携の支援	21 ( 4 )	30 ( 5 )	17 ( 5 )	68回
	その他	35 ( 7 )	37 ( 6 )	15 ( 4 )	87回
利用者総数	3,609	4,850	2,682	11,141名	

<資料>

「心の教室相談員」事業（H.11～16年度）実施状況一覧

活動内容の内、 ；相談活動 ；教育活動の支援 ；地域連携の支援 ；その他  
 （ ）内は、%を表す

		H . 11	H . 12	H . 13	H . 14	H . 15	H . 16
配置校数		129	129	80	61	41	22
相談員数		222	209	132	98	65	33
平均年齢		52	51	51	55	55	56
実施回数		12,714	12,602	7,575	5,700	2,889	1,522
活 動 内 容		9,277(73)	9,473(75)	5,622(74)	4,323(76)	2,266(78)	1,139(75)
		2,554(20)	2,186(18)	1,458(20)	1,132(20)	489(17)	228(16)
		467( 4)	409( 3)	182( 3)	178( 3)	91( 4)	68( 5)
		416( 3)	534( 4)	228( 3)	67( 1)	43( 1)	87( 4)
利用者数		62,288人	65,268人	45,891人	42,945人	22,500人	11,141人
職 歴	1 教職経験者	青少年指導等 関係者	無職	児童・民生委 員、保護司等	児童・民生委 員、保護司等	青少年団体指 導関係者等	児童・民生委 員
	2 自営業	無職	児童・民生委 員、青少年指 導等関係者	青少年団体指 導者等	児童・民生委 員	無職	
	3 無職	教職経験者	教職経験者	教職経験者	保護司	保護司	

職歴欄の1、2、3は、多い順位。

職歴欄の - なしは、同位。

# 電話教育相談

## 1. 電話教育相談の基本的な考え方

本市の学校教育指針・人権教育基本方針・同和教育基本方針の主旨を基底とし、次の事項を重視して相談にあたる。

- ア．電話をしてくる相談者の気持ちを十分受け止め、受容し、共感することを相談・助言の出発とする。
- イ．「人間の尊厳（人権・生命）」にかかわる悩みの相談は、特に厳しく受け止める。
- ウ．相談にあたっては、個人の秘密を守ることを基本とする。
- エ．相談の過程で、相談者との信頼関係が十分につくれるように努める。
- オ．相談者である保護者は、時として自分を客観視できにくい場合がある。そのため、保護者は、子どもの自立を促す配慮が不足したり、過干渉になったりすることがあるので、そのことをふまえて相談・助言にあたる。
- カ．本人の立ち上がりによって、自ら解決させるようにし、さらに他の人を受容することの大切さも助言する。
- キ．相談の内容によっては、他の専門機関を紹介し、必要に応じて関係機関とも緊密な連携を図る。
- ク．電話相談で受け付けた相談について、内容別に分類・整理し、今後の支援や助言にいかす。

## 2. 電話教育相談の概要 - 相談の内容と傾向 -

今年度の相談の内容は、昨年度に引き続き、どの校種においても「学校・教員への苦情」が上位をしめている。保護者の学校に対する期待、価値観の多様化等、学校に対する要望は多岐にわたっている。それに対して学校・教員（管理職も含む）が十分に答えきれていない、また誠意ある対応が保護者に伝わっていない現状が認められる。学校関係者の誠意ある対応が一層求められる。

小学生に関する相談では、子ども同士のトラブルやそれに付随しての親同士の揉め事、また学習内容が理解できない子どもへの対応に、教員の問題解決能力・指導力不足への指摘が多く見られる。

中学生に関する相談は、小学校同様、教師の指導力の不足、進路に関する不満等担任と生徒、担任と保護者の信頼関係の希薄があげられる。特に、不登校に対する配慮の在り方にスクールカウンセラ - への丸投げは一考を要する。

高等学校では、例年と変わらず不登校と進路指導が上位をしめている。今年度目立ったのは私学での生徒指導・進路指導にたいする学校当局の対応への不満がある。

子ども等からの相談は、交友関係への悩みが半数近くを占めている。「先生が相談に乗ってくれない」「親がなにもしてくれない」「友達がいじめられているが、何もしてあげられない」等、教員・保護者が子どもの悩みのサインに気づいていない時に、思い悩んだ末、電話相談に救いを求めてくる場合が多いようである。

電話教育相談件数総括表（平成16年度）

種別	1 心理的傾向		2 学習・成長		3 性格・行動		4 問題行動				5 環境的要因			6 進学・進路		7 他	小計	合計		
	ケース	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ			タ	
層別	発達障害	容姿体弱	情緒	自立心	学力	神経症	気力	悩み・課題	問題行動	粗暴行為	不登校	いじめ	交友・集団	家庭・地域	学校・教員	への苦情	進路指導	本人・家族	問い合わせ	
就学前	男	3		2								1				1		7	9	
	女			1								1							2	
小学校	1	男	7	1	25	8	2		1	2	6	2	17	5	5	1		6	88	139
		女	4		7	2	1		2		6	4	9	3	9		1	3	51	
	2	男	1	1	6	1	1	1	1			1	9	5	11			4	42	77
		女	2	1	6	5					1	2	9	1	7	1			35	
	3	男	3		10	3	2		2		7	4	7	3	12			1	54	123
		女	1		11	8	3			3	2	1	16	10	10	1	1	2	69	
	4	男	2	1	9	4			6		2	6	4	3	7			2	46	106
		女			9	6	1		3		3	5	16	4	8	2	1	2	60	
	5	男	2		3	5	2			2	3	2	5	2	5	2		1	34	65
		女	1	1	3	1	2		4	1	1	4	3	1	7	2			31	
	6	男		2	4	1			1	1	2	3	3	3	5	1			26	65
		女	1		2	3			2		5	3	8	4	7	1	1	2	39	
中学校	1	男	1	2	3	4	2		3	3	7	8	10	3	7				53	100
		女			2		5		2	3	9	2	9	8	7				47	
	2	男			1	2	3	1	1		1	2	4	1	15	1		1	33	74
		女	1		3	1			2	1	7	3	10	6	4	2		1	41	
	3	男		1		3	1		4		4		3	6	6	7	1	4	40	78
		女		1	4	2		1			2	2	5	6	6	8		1	38	
高校	1	男				7	6	1	1	2	14		1	5	2	10	1		50	91
		女			1		2		4	1	3	2	4	11	2	5	3	3	41	
	2	男	1	1			1	2	3	1	2		1	1	3	1	1	2	20	29
		女			2				1				1	1		1	2	1	9	
	3	男								1	1		1	1	3	10		1	18	32
		女			1				2		3		1	2	3	1		1	14	
成人	男									1					2			3	12	
	女			1								1	4		1	1	1	9		
合計		30	12	116	66	34	6	45	21	92	56	159	99	151	60	14	39	1000	1000	



< 研 修 >

# 研 修

## 1 教育相談

### (1) カウンセリングの基本

新任教員に「カウンセリングの基本」に関する講義と演習を行うことにより、幼児・児童・生徒理解と指導に役立つ基本的な考え・方法を習得させ、実践的指導力の深化に資する目的でこの研修会を実施した。

日	時 間	内 容
7月20日 (火)	9時30分～	オリエンテーション ガイダンス 「大阪市が行う教育相談事業について」 首席指導主事 谷坂 昇
	10時20分～12時	講義「カウンセリングの基本」 大阪市立五条小学校長 西林幸三郎
	15時45分	施設見学

### (2) カウンセリング研修講座 ～

教職員が事例研究や演習、研究協議等を通じて、カウンセリングや心理療法等についての基礎的、基本的な知識や技法を学び、子ども理解の深化と実践的指導力の向上を図る目的で、このカウンセリング研修講座（3回）を実施した。

No	日	時 間	内 容
	7月28日 (水)	10時～12時	オリエンテーション、 講義「教育活動におけるカウンセリングの心」
		13時～16時	演習1（箱庭療法・描画療法・コラージュ）
	7月29日 (木)	10時～12時	事例報告、研究協議
		13時30分～16時30分	演習2（カウンセリングのロールプレイング）
	7月30日 (金)	10時～12時	講演「子どもの心の理解」 京都文教大学教授 濱野清志
		13時30分～15時30分	研究相談（研究相談申し込みの方のみ）

### (3) いじめ・「不登校」等研修会

不登校等の児童生徒への理解と対応についての研修を深め、教職員の指導力の向上に資する目的でこの研修会を実施した。

No	日	時間	内容
	1月13日 (木)	15時30分～17時	講話「適応指導教室について」 教育相談室 指導主事 中道元子 実践報告「子どもたちの『出会い』と『つながり』を サポートすること」 適応指導教室指導員 大谷真砂子 佐藤澄子
	11月16日 (火)	15時30分～17時	講演「いじめ・不登校等の子ども理解と対応について」 - スクールカウンセラーの立場から - 大阪府スクールカウンセラー 巽 美文

### (4) 研究協力委員会の研修会

当室では、教育相談の研究に関わって、学校現場の教職員の方々を協力委員として募集し、研究協力委員会を組織している。平成16年度の研究協力委員会では、教育相談の研究及び普及という目的で下表のような研修会を実施した。

No	日	時間	内容
	6月9日	15時30分～17時	研究協力委員会総会 研究協力委員の委嘱 教育相談の現状と課題についての説明 今年度の研究協力委員会の運営についての説明 自己紹介（意見交換）
	7月6日	14時～16時	講演「家族・親子問題を考える」 大阪人間科学大学教授 服部祥子
	9月8日	15時～17時	課題別グループ研究演習（ロールプレイング）
	10月27日	15時30分～17時	グループ研究（事例研究）
	11月22日	15時30分～17時	事例研究
	4月22日	15時～17時	教育センターの研究報告会

## (5) 研究・研修

教育相談活動は、相談員の深い人間理解が必要である。相談員は、厳しく自己の人間理解の目を磨き、相談の力量をつけることが要請される。また、教育相談活動から子ども理解や指導のあり方について様々な知見を学ぶことができる。学んだ知見を各相談員の資質の向上に生かし、相談の力量を高めるため、相談員研修と事例会議を実施している。

### 相談員研修

月 日	研修テーマ	月 日	研修テーマ
5月14日	カウンセリング理論	5月28日	カウンセリングロールプレイ
6月4日	箱庭療法	6月11日	遊戯療法
6月25日	コラージュ療法	10月8日	描画療法
11月12日	心理テスト1(発達検査)	12月10日	相互色塗りとスキュグル
1月21日	心理テスト2(描画テスト)	2月18日	フォーカシング
3月11日	ワークショップ		

### 事例会議

相談内容及び経過について検討し、個々の事例について考察を深めるとともに、効果的な相談のあり方についての共通理解を図ってきた。平成16年度は9回実施した。

## 2 養護教育相談

### (1) 研修講座

管理職研修、教員基本研修、課題・分掌等研修の内、養護教育に関する研修会を以下のとおり実施した。平成16年度の養護教育に関する研修講座は10種類34回(台風のため1回中止)である。内容については次ページの表のとおりである。

管理職研修では2種類、教員基本研修では1種類、そして課題・分掌等研修では7種類の研修を実施した。

#### ア．管理職研修(2種類2回)

校園長の課題別研修(養護教育)と、教頭・幼稚園主任課題別研修(養護教育)の2種類2回の研修を実施した。研修の内容は、「今後の特別支援教育の在り方(最終報告)」を踏まえ、今後の特別支援教育の動向と校内の支援体制の進め方についての講演を実施した。

#### イ．教員基本研修(養護教育諸学校新任教員研修)(1種9回)

教員基本研修新任教員研修の内、養護教育諸学校新任教員対象に研修を実施した。9回の研修会の内、(1)～(5)の5回は養護教育諸学校の参観、養護教育諸学校教員による講義から、養護教育の専門性について各障害種別に研修することを目的とした。また、(6)～(9)の4回は新任教員の授業研究と研究協議を通して、障害のある子どもの指導、授業の在り方を研修することを目的とした。

#### ウ．課題別研修(7種類23回) 課題別研修は大きく分けると次の(ア)～(オ)の5つに分かれる。

##### (ア) 養護学級新任担任研修会(1種類1回)

平成16年度、新たに養護学級を担当した教員が対象である。障害のある子どもの理解、教育課程等、どのように養護学級経営を進めていくかについて研修した。

##### (イ) 養護教育基礎研修(1種類5回)

対象は幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教員である。養護教育諸学校新任教員研修と兼ねて同じ会場で実施した。養護教育諸学校の施設見学、授業参観と養護教育諸学校教員による講義から障害のある子どもの指導方法・内容について研修するものとした。

##### (ウ) 養護教育実践講座(3種類10回)

養護教育の実践にあたって必要な子どもの理解、支援方法等、実践的な内容を学ぶことを目的とした研修である。

今年度は(1)～(4)を「個別の指導計画の作成」、(5)～(6)を「自閉症の理解と支援」、(7)～(10)を「軽度発達障害の理解と支援」で実施した。

##### (エ) 養護教育専門講座(1種類7回)

対象は養護教育諸学校、小学校通級指導教室担当教員とした。養護教育におけるコーディネーターとして必要な専門的な知識、支援方法等を身につけることを目的に7回連続受講の研修として実施した。

##### (オ) 養護教育諸学校寄宿舍指導員研修会(1種1回)

大阪市立の養護教育諸学校の寄宿舍指導員が対象である。障害のある子どもの理解、関わり方、支援方法等について研修することを目的に実施した。

平成16年度養護教育に関する研修講座

研 修 会 名	実 施 日	内 容
校園長課題別研修会	6月25日(金)	「特別支援教育のあり方について」 愛媛大学教育学部教授 花熊 暁
教頭幼稚園主任課題別研修会	7月16日(金)	「特別支援教育 - 校内委員会・コーディネーターの役割」 大阪医科大学客員教授 竹田契一
養護学級新担任研修会	5月6日(木)	「養護学級の経営について」 養護教育課・教育センター指導主事
養護教育 実践講座(1)~(4)	6月21日(月) 台風のため中止	個別の指導計画の作成(1)「個別の指導計画とは」 兵庫教育大学講師 井澤信三
	8月24日(火)	個別の指導計画の作成(2)(3)「作成」 兵庫教育大学講師 井澤信三
	8月25日(水)	住之江養護学校教諭 梅香中学校教諭 教育センター指導主事・所員
	11月22日(月)	個別の指導計画の作成(4)「評価」 兵庫教育大学講師 井澤信三
養護教育 実践講座(5)~(6)	8月17日(火)	自閉症の理解と支援(1)(2)「行動面の指導」 兵庫教育大学助教授 井上雅彦
	8月18日(水)	
養護教育 実践講座(7)~(10)	6月22日(火)	「LDの心理的疑似体験プログラム」 堺市立日置荘西小学校教諭 山田 充
	7月27日(火)	「ADHD, 高機能自閉症の理解」 大阪医科大学LDセンター副所長 鈴木周平
	7月29日(木)	「LDの理解と指導」 堺市立向ヶ丘小学校教諭 米田和子
	9月6日(月)	「LD, ADHD、高機能自閉症児のソーシャルスキル」 西宮YMCAサポートプログラム主任 西岡有香
養護教育 専門講座(1)~(7)	6月28日(月)	「特別支援教育 - 校内での支援体制をどのように進めていくか - 」 大阪教育大学教授 大沼直樹
	7月23日(金)	「子どもへの支援体制作り - 校内の連携を考える - 」 神戸市立有野台小学校教諭 岸本友宏
		「軽度発達障害の子どもへの具体的な支援 - ADHDを中心に - 」 藤井寺養護学校教諭 伊丹昌一
	8月2日(月) 8月4日(水)	「子どもの実態把握 - 心理検査演習 - 」 教育センター教育相談室指導主事、所員 「子どもの実態把握 - 検査結果から - 」 教育センター教育相談室研究官
(次頁へ続く)		

(前頁からの続き)	8月24日(火) 8月25日(水)	個別の指導計画の作成(2)(3)兵庫教育大学 兵庫教育大学講師 井澤信三 住之江養護学校教諭 梅香中学校教諭 教育センター指導主事・所員
	1月17日(月)	「事例研究」 兵庫教育大学講師 井澤信三
養護教育諸学校寄宿舎 指導員研修会	8月31日(火)	「障害のある子どもの理解」 大阪市スクールカウンセラー 巽 葉子 「文部科学省寄宿舎指導員研修会報告」 盲学校 寄宿舎指導員
養護教育基礎研修(1) 養護教育諸学校 新任教員研修会(1)	6月11日(金) (会場:盲学校)	校内・授業参観 講義「視覚障害教育について」 「視覚障害の基礎的理解・点字指導・歩行訓練」 盲学校教諭
養護教育基礎研修(2) 養護教育諸学校 新任教員研修会(2)	6月18日(金) (会場:聾学校)	校内・授業参観 講義「聴覚障害教育について」 「聴覚障害の基礎的理解・小、中学部の教科指導」 聾学校教諭
養護教育基礎研修(3) 養護教育諸学校 新任教員研修会(3)	7月6日(火) (会場: 生野養護学校) (会場: 難波養護学校)	校内・授業参観 講義「知的障害教育について」 「進路・生活指導」 生野養護学校教諭 校内・授業参観 講義「知的障害教育について」 「障害の理解と教科指導」 難波養護学校教諭
養護教育基礎研修(4) 養護教育諸学校 新任教員研修会(4)	9月14日(火) (会場: 平野養護学校) (会場: 光陽養護学校)	校内・授業参観 講義「肢体不自由教育について」 「平野養護学校の概要・自立活動・進路指導」 平野養護学校教諭 校内・授業参観 講義「肢体不自由教育について」 「光陽養護学校の概要・自立活動・進路指導・ 医療的ケア」 光陽養護学校教諭
養護教育基礎研修(5) 養護教育諸学校 新任教員研修会(5)	10月19日(火)	校内・授業参観 講義「病弱教育について」 「貝塚養護学校の概要・寄宿舎生活・自立活動」 貝塚養護学校教諭 寄宿舎指導員
養護教育諸学校 新任教員研修会 (6)~(9)	10月29日(金)	授業研究「視覚障害教育」 理療「基礎理療学2」 盲学校高等部専攻科教諭
	11月9日(火)	授業研究「肢体不自由教育」 自立活動「からだの授業」平野養護学校小学部教諭
	1月20日(木)	授業研究「聴覚障害教育」 国語「世界一美しいぼくの村」「カレンダー・ワーク」 聾学校小学部教諭
	1月25日(火)	授業研究「知的障害教育」 生活単元学習「水族館で遊ぼう」 思斉養護学校小学部教諭

### 3 学校園等への派遣

教育相談室の業務には、各校園等から研修会や研究会等への講演や指導助言等の要請がある。教育相談及び養護教育相談の平成16年度の状況について次に記す。

#### (1) 教育相談

研修会や講演会の講師依頼の7件の内訳は、各校園から2件、地域諸団体・PTAから3件、校長会・教育研究会から1件、市役所相談業務関係から1件であった。

校園関係では、子ども理解・不登校などに焦点を絞ったテーマが多かった。地域諸団体・PTA関係では、「親子関係」「地域と子ども」など健全育成が主なテーマであった。

#### (2) 養護教育相談

校園等からの講演依頼や指導助言の要請等は19件あった。

##### 1) 校園種別毎の派遣先(図1)

小学校関係(研究会を含む)が約半数で、次いで養護教育諸学校である。その他は養護教育関係の研究機関や児童相談所等であった。

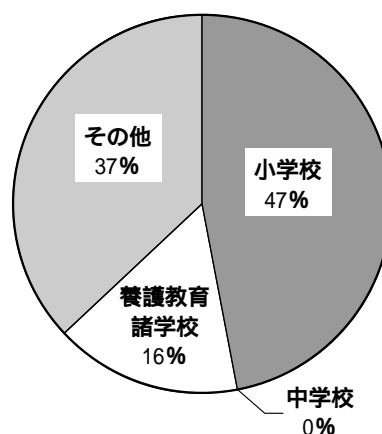


図1 校園種別毎の派遣先

##### 2) 要請の形態及び内容(図2、図3)

要請の形態を分類すると、講義形式が約84%、研究発表・実践報告等への指導助言の要請が16%であった。講義形式での要請の中で、演習、実習を取り入れるものが増加している。

講義形式の要請の主たる内容は、特別支援教育に関するものが5件、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥/多動性障害)に関する障害の理解や指導に関するものが6件、WISC-等心理検査に関するものが2件、その他自立活動や養護教育全般にわたる指導内容や指導方法に関するものが6件であった。また、検査法に関する講義要請は養護学校と児童相談所からであった。

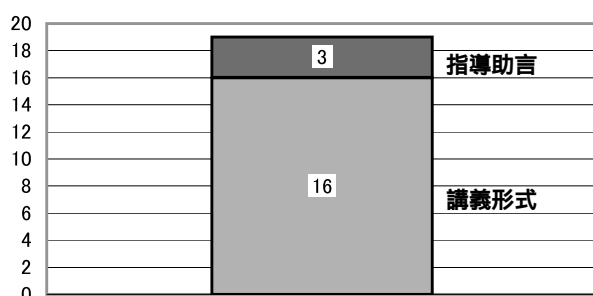


図2 要請の形態

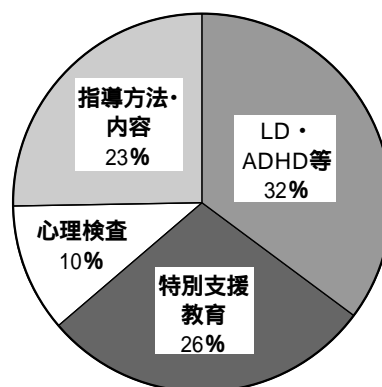


図3 講義要請の内容



**< 調査・研究 >**

# 養護教育相談における来談者及びその主訴に関する 最近5年間の変化とそれに伴う今後の課題

古 沢 宏 明・栢 木 隆太郎

## (要約)

平成11年度からの5年間に養護教育相談で受理した相談の件数、所属、障害、主訴がどのように変化したかを調べた。その結果、相談件数は432件から686件に、児童・生徒の相談は101件から339件に増加した。また、子どもの障害別では学習障害や高機能自閉症、ADHD等の件数が23件から113件へ増加した。これを主訴で見ると、学習に関する相談が最も多く、対人関係、注意集中困難がこれに続き、その他、暴力、不登校など多岐にわたった。このような傾向は、従来の「養護教育」から「特別支援教育」へと変わろうとしている現状を反映しているとも考えられる。

養護教育相談の今後の課題として、(1)心理学的諸検査によるより適切なアセスメント、(2)アセスメント結果の分析による軽度発達障害児の二次障害の予防、(3)児童・生徒の教育的支援法の検討および個別の教育支援計画作成に関わる資料の提供、(4)リソース(医療・福祉・司法・警察など)の積極的活用、(5)学校・学級経営に対するコンサルテーション機能の強化などが考える。

**キーワード：養護教育・教育相談・軽度発達障害**

## 1 はじめに

養護教育相談では、障害のある幼児、児童・生徒の教育相談を行っている。従来の、学校から申し込みによる教育相談の主訴は、養護学級での指導に関するものが多く、その中に交流先の通常の学級での指導や対人関係の問題が含まれていることがあった。通常の学級に在籍する児童・生徒の相談の場合、多くは養護学級への入級を前提とした指導目標についての相談であった。

最近の動向として、通常の学級に在籍する児童・生徒の相談が増加する傾向にある<sup>1)</sup>。主訴も教科学習に関するものや、不適応行動など、通常の学級の担任が通常の学級での指導を前提として、指導の手立てに対する助言を求めるものが増加しているように思われる。

このような相談業務で担当者が感じているような傾向が実際の動向と一致したものを確認することが必要である。現状が上記の傾向を示すものであるならば、今後、教育相談を担当する部署としてどのようなシステムが必要になるのか、また、相談担当者の専門性としてなにが望まれるのかを検討する必要がある。

以上のことから、今後の養護教育相談が望まれる機能について検討するため、来談者の在籍や主訴の傾向等を内部の統計資料等をもとに調査し、養護教育相談の現状を把握することが必

要であると考えた。

## 2 方法

平成11年度からの5年間に受理した相談の件数、来談者の所属は「教育相談室事業報告」<sup>1)</sup>を参考にした。また、来談者の障害および主訴は受付台帳等の諸表簿を参考にした。

## 3 結果

### (1) 全相談件数の推移

5年間で全相談件数は432件から686件に増加しており、件数全体は増加の傾向にある。

(図1)

### (2) 児童・生徒の相談件数の推移

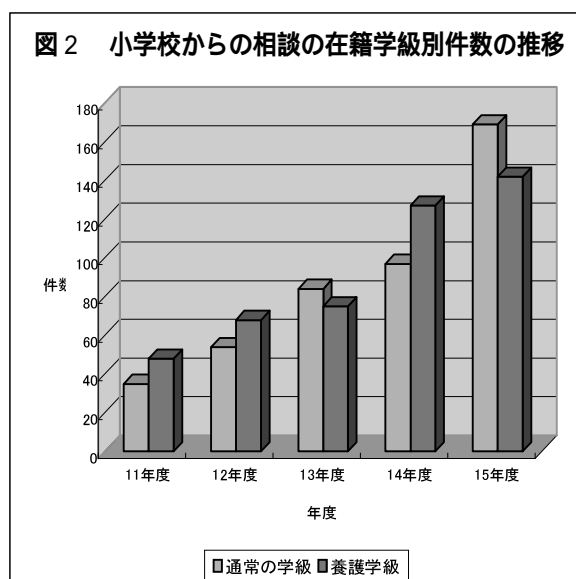
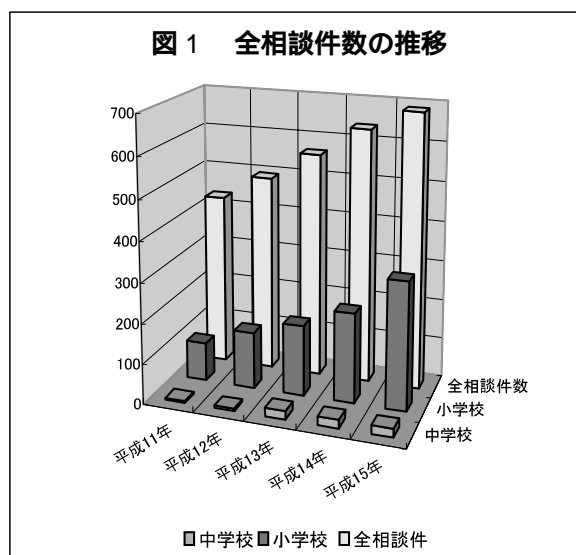
児童・生徒の相談は101件から339件に増加している。(図1)また、教育相談全体に占める割合が高くなってきている。

### (3) 児童が在籍する学級別に見た相談件数の推移

平成11年度は通常の学級に在籍する児童の相談が35件、養護学級に在籍する児童の相談が48件であり、通常の学級が児童の件数全体の42%であった。平成15年度には通常の学級が169件、養護学級が142件とどちらも大幅に増加し、通常の学級の割合が54%となり、養護学級との割合が逆転している。(図2)

### (4) 軽度発達障害あるいはその疑いのある児童・生徒の相談件数の推移

子どもの障害別では学習障害や高機能自閉症、アスペルガ症候群、ADHD等のいわゆる軽度発達障害の件数が23件から約5倍の113件になっている。他の障害は79件から225件となり、3倍弱の増加であり、軽度発達障害の件数の増加が著しい。(図3)



### (5) 診断名でみた軽度発達障害の件数の推移

平成11年度は高機能自閉症やアスペルガー症候群など（図ではPDDと表記）が0件、ADHDの件数が1件であったが、15年度はそれぞれ20件と16件になっており、学習障害も含めて平成14年度から増加の伸びが急になっている。（図4）（学習障害や高機能自閉症の診断と重複してADHDの診断が出ている場合は、診断の手続きと同様に前者を優先して集計したため、実際にADHDの診断がおりている件数は16件より多くなる）

### (6) 軽度発達障害の主訴の内訳

15年度の小学校からの教育相談の内、軽度発達障害のケースの主訴を分類した。（図5）1つの相談ケースの主訴が学力に関することと対人関係に関することなど複数ある場合は、それぞれを1件として集計した。また、「対人関係」はコミュニケーションに関するものとし、対人関係上の不適切な行為を「暴言・暴力」として分けた。

主訴別では学力に関するものがどの学年でも最も高い割合を占めている。ついで対人関係に関するもの、多動・注意集中困難に関するものの割合が高い。件数は少ないが、不登校や暴言・暴力といった、二次的な問題をうかがわせるものもみられた。

学年別では、1年生と3年生の相談件数が他の学年の2倍近くあり、学力に関する相談が他の学年に比べて多いことが特徴的である。

図3 学校の相談での軽度発達障害とその他の障害の推移

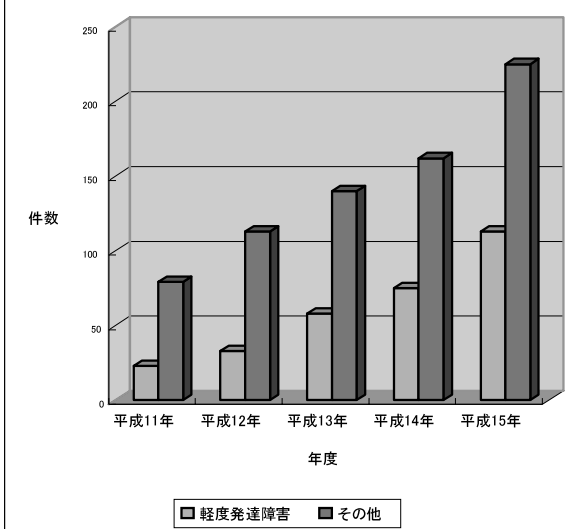


図4 診断名から見た軽度発達障害の件数の推移

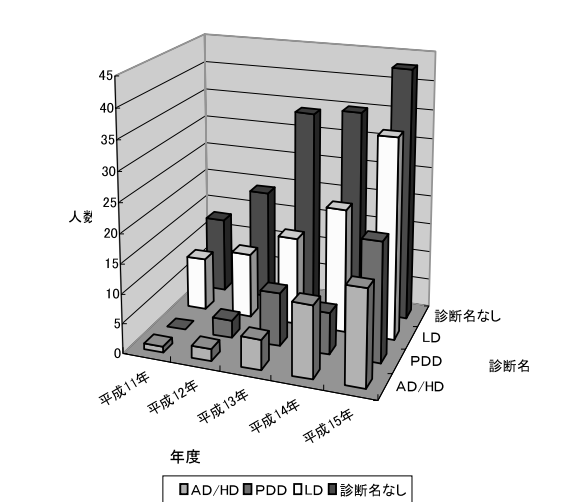
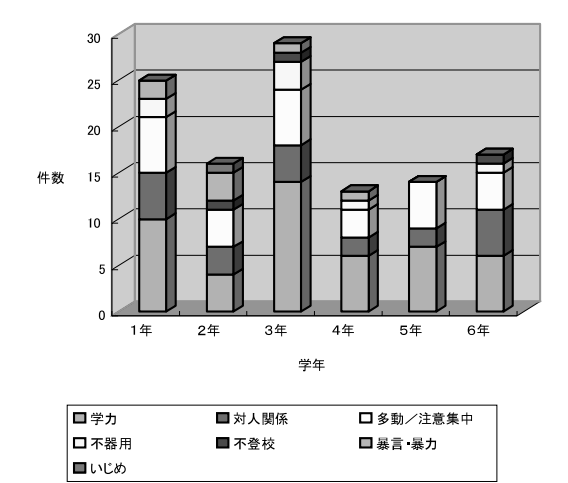


図5 小学校の学年別相談件数と主訴



## 4 今後の課題

養護教育相談における最近5年間の来談者及びその主訴の変化は、児童・生徒の相談件数の増加とともに、その主訴は、「発達の遅れ」や「ことばの問題」から「対人関係（級友とのトラブルや攻撃的行動の生起など）」と「学力（学業不振や成績の低下など）」へと変化を示している。

周知のように、文部科学省の調査（2003）では、通常の学級に在籍している児童・生徒の6.3%が特別な教育的配慮を必要としているとの結果を示しているが、当室での相談状況の変化にもこのことが反映されているのではないかと考えられる。つまり、LD（学習障害）・ADHD（注意欠陥多動性障害）・高機能自閉症などのいわゆる「軽度発達障害」が疑われる児童・生徒の教育問題が背景となっていると考えられる。

当室の来談者の内訳では、平成11年度以前は養護学級及び養護学校に在籍する児童・生徒の相談が多く、徐々に通常学級に在籍する児童・生徒が増加していき、平成12年度以降には通常の学級に在籍する児童・生徒の相談が過半数（52～56%）を占めるようになった。この変化は、文部科学省が示している「特別支援教育」、また、他の都府県や自治体で先進的に「特別支援教育」への移行を試みている動向に符合するものと考えられ、本市においても、今後の「養護教育」は、いわゆる「特別支援教育」へと移行することの必要性を示唆していると考えられることができるのではないだろうか。

これらの動向から、当室における養護教育相談では、軽度発達障害児に対する相談の一層の充実が求められるが、どのような点に力点を置くかが問題となる。

先にも述べたが、最近5年間の動向では、主な主訴である「対人関係」や「学力」への問題に焦点化していかなければならない。しかし、「対人関係」や「学力」の問題は、単に学校生活だけの問題ではなく、その背景となっている家庭や家族への支援を必要としていることが多い。つまり、主訴の対応には、学校や家庭への支援の具体策へつながらなければならない適切な相談が望まれることから、当室では、以下に述べる点を課題として位置づけることが必要ではないかと考えている。

### (1) 心理・教育的諸検査によるより適切なアセスメント

現状では、「新版K式発達検査2001」「WISC-Ⅲ」「K-ABC」「ITPA」「DTVP（フロスティック視知覚発達検査）」「DAM（人物画検査）」「ベンダーゲシュタルト」などを主なテストバッテリーとして活用し、担任教師の指導記録・学習の状況や保護者からの情報をもとにアセスメントを行っている。これらに加え、「S-S法」「TOM（Theory of Mind）」「P-Fスタディー」「標準学力検査」（小学校教育研究会が行っている「国語の診断」「算数の診断」なども含む）「読書力検査」などをテストバッテリーとして活用し、より精査を行う。

### (2) アセスメント結果の分析による軽度発達障害児の二次障害の予防

いわゆる「軽度発達障害」が疑われる児童・生徒の相談では、「対人関係」や「学力」を主訴としていることが多い。これらの問題への対応が適切に行われない場合、非社会的行動

(登校しぶり・不登校・ひきこもり・怠学・場面緘黙・チックなど)や反社会的行動(暴力(家庭内・学校内)・いじめ・非行(万引き、性の問題、薬物等も含む)へと発展していくことが危惧される。

つまり、二次的な障害と言われている問題へ発展しないように、「軽度発達障害」の状態の有無を早期に捉え、早期の適切な指導や対応が可能となるようにする「予防教育(早期発見・早期指導)」を行うことが望まれる。そのためには、慎重かつ丁寧なアセスメントの結果の分析が求められる。

### **(3) 児童・生徒の教育的支援方法の検討および個別の教育支援計画作成に関わる資料の提供**

特別な教育的配慮を要する児童・生徒には「個別の教育支援計画」を作成することが位置づけられることになる。昨年度の当室の業務報告では、その作成資料を掲載したが、今後は、来談する児童・生徒の担任教師や保護者へその具体的な内容や作成方法に関する資料を提供していくことが必要である。

### **(4) リソース(医療・福祉・司法など)の積極的活用**

「対人関係」や「学力」の問題は、単に学校生活だけの問題ではなく、その背景となっている家庭や家族への支援を必要としていることが多く、教育的な範疇での問題解決が困難なことがある。つまり、学校や家庭への支援の具体策へつながるような他機関との連携が不可欠となる。その場合、医療・福祉・司法などを活用することが必要であり、行政的な縦割りの対応ではなく、横断的な連携がとれるようにしていくことが求められている。

### **(5) 学校・学級経営に対するコンサルテーション機能の強化**

現在の相談では、特別な教育的支援を必要としている児童・生徒の担任教師や保護者を中心にどのように指導したり、養育したりするかを共に考えているが、これは「個」に視点を当てたものである。しかしながら、個にのみ視点を当てた対応では問題解決は困難であり、学級経営・学校経営への在り方が問われていると考えなければならない。従って、学級経営や学校経営へのコンサルテーションが重要なポイントといえる。つまり、当室での相談業務の在り方について、どのような相談形態で業務を遂行していくことが望ましいのかが今後の大きな検討課題といえる。

## **文献**

- 1) 大阪市教育センター(2000-2004):教育相談室事業報告 第1号~第5号

# インターネットを活用した教材・教具の情報提供の試み 数量の初歩的な理解にかかわって

白 櫻 光 徳・三 好 祐 二

## 1 . 事業の目的

本事業は、大阪市の養護教育を担当している教員に対して、教育センター教育相談室養護教育相談（以下養護教育相談）が所有している、自作や市販の教材・教具及びコンピューターソフトの情報を提供し、学校での日々の教育活動を支援することを目的としている。

養護教育相談では、養護教育担当教員に対して必要に応じて、教育相談の中で教材・教具等の情報を提供している。しかし、教育相談を開始するまでには所定の手続きが必要になるため、利用者にとっては時間がかかってしまう。そのため、時間的な制約がなくいつでも簡単に、教員が情報を収集できるよう、教育センターのホームページを利用し、インターネットを活用した情報提供を試みる。<sup>2)</sup>

## 2 . 事業の経過（インターネットを活用した情報提供の試みの経過）

平成12年度より、教材・教具の情報提供の手段として、インターネットを活用することについて検討を図り、平成13年度に「ひらがな文を読む」に至るまでの「読む」力について、その基礎を育てるための教材・教具に関する情報の提供を検討することになった。そして、平成14年度に「読む」力の基礎を育てるための段階的な指導課題と教材・教具の写真やその活用例を、教育センターホームページに掲載した。また、仮名文字を「書く」力の基礎を育てるための教材・教具に関する情報の提供について検討を行った。今年度は、「数量の初歩的な理解」を高めるための教材・教具に関する情報提供の検討と、「書く」力の基礎を育てるための段階的な指導課題と教材・教具の写真やその活用例をホームページに掲載することを予定している。

## 3 . 今年度の事業の内容

### (1) 「数量の初歩的な理解」にかかわる教材・教具の情報提供の検討

「数量の概念」がどのように積み上がっていくか、学習の流れをできるだけわかりやすく概観できるように、図1のような学習課題の流れを検討した。子どもの発達の状況を踏まえて教材・教具等の情報を見ることができるようにするため、学習課題の流れをもとに図2に示すような目次を作成し、目次から実際の教材・教具の情報（図3）にリンクさせた。発達の段階を踏まえた学習の流れがわかるように、一つ一つの学習課題の配置についても検討した。

### (2) 「書く」力の基礎を育てるための教材・教具の情報をホームページに掲載

養護教育相談で所有している教材・教具及びコンピューターソフトから、「仮名文字を書

く」に至るまでの「書き」の力を高める学習に利用できるものを選択し掲載する。また、学習内容をわかりやすく活用しやすいように掲示するために、可能な限り、それぞれの教材・教具の写真を貼付し、利用方法についての一例を文章でも記載する。<sup>3)</sup>

#### 4 . 次年度以降の予定

次年度は、「数量の初歩的な理解」の力の基礎を育てるための段階的な指導課題と教材・教具の写真やその活用例をホームページに掲載していく予定である。

利用者が情報をより活用しやすくなるように、また見やすくなるように、「読む」「書く」力の基礎を育てる指導に関する教材・教具の掲載情報を点検し、修正も行っていく。

利用者からの意見をどのような方法で取り入れながら、掲載情報の修正を図っていくかが今後の課題である。

#### 文献

- 1) 藤原鴻一郎他(1978)『数と計算編 段階式ちえ遅れの子どもの算数・数学1 数と計算編』学研
- 2) 西野謙三他(2002)「養護教育担当教員への教材・教具及びコンピューターソフトウェアの情報提供 - インターネットを活用した情報提供の試み - 」『平成13年度 教育相談室事業報告 第三号』大阪市教育センター pp.92 - 96
- 3) 富田淳他(2003)「インターネットを活用した教材・教具の情報提供の試み - 仮名文字を書くまでの学習にかかわって - 」『平成14年度 教育相談室事業報告』 第4号 大阪市教育センター pp.41 - 44
- 4) 山下皓三他(1993)『数を育てる』コレール社

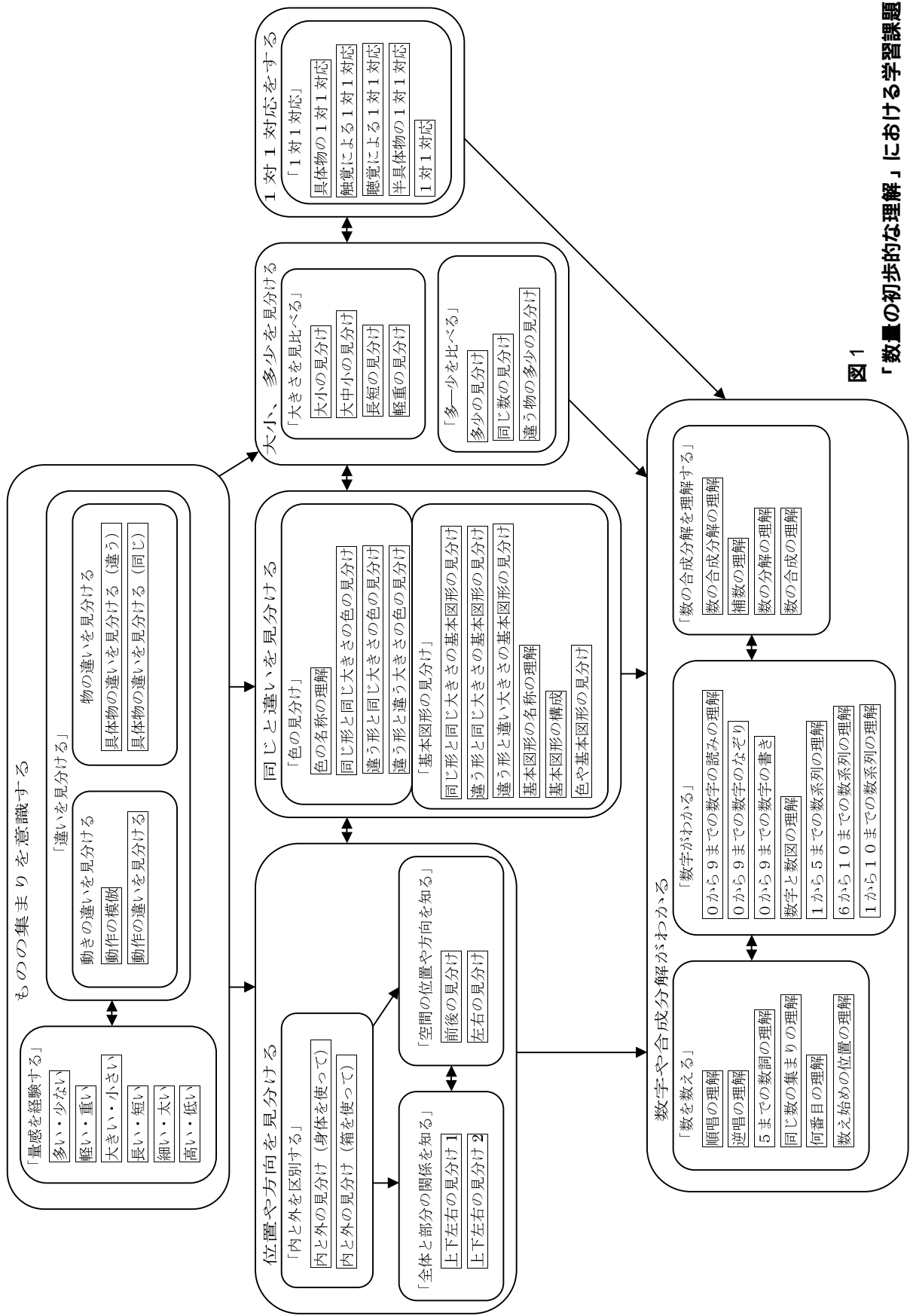


図 1

「数量の初歩的な理解」における学習課題の流れ

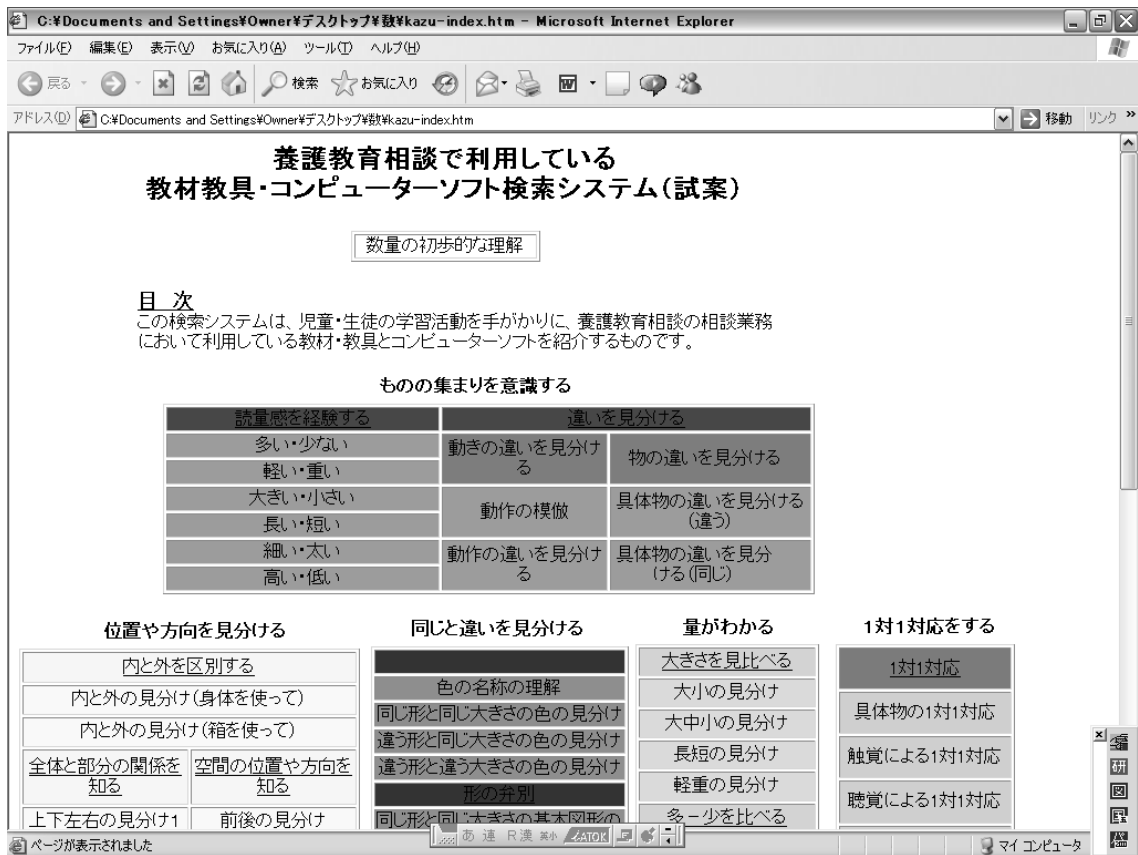


図 2



図 3

---

教育相談事業報告（第 6 - 号）

---

平成17年 3月31日 印刷

平成17年 3月31日 発行

発行所 大阪市教育センター

大阪市港区弁天1 - 1 - 6

電話 06 (6572) 0603

発行者 四 宮 良 三

---